HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	よそ者と協働する地域づくりの可能性 : 片野鴨池におけるオープンソース型生態系管理プロセス
Author(s)	敷田, 麻実
Description	科学研究費補助金 特定領域研究「資源の分配と共有に関する人類学的統合領域の構築ー象徴系と生態系の連関をとおしてー」計画研究「自然資源の認知と加工」研究班報告
Citation	研究彙報, 11, 3-31
Issue Date	2005-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34877
Type	report
File Information	1439.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

よそ者と協働する地域づくりの可能性
片野鴨池におけるオープンソース型生態系管理プロセス

敷田　麻実（金沢工業大学　情報フロンティア学部・教授）

1　はじめに

よそ者とは一般に、同じ地域や空間、つまり内部にいる関係者ではなく、自分たちとは異質な存在として捉えられる人である。日常生活の中でも、「余所者（よそ者）」や「旅の人」または「風の人」として、主に地域外から来る人々を指すことが多い。そこには、自分たちとの区別を意識した「差」が存在し、自分は相手とは異なるという主張が込められていることが多い。

こうした差は時に「差別」につながり、地域内の自分たちとよそ者の差を、過度に強調することも多い。それは、地域内の人々（身内）が外から入って来る者より優れていることや、逆によそ者が地域内の自分たちを凌駕したり、害悪を持ち込んで禍をもたらしたりすることへの懸念を暗黙の前提にしている。よそ者に対するこのような設定は、意識的にまた無意識に、地域内の自分たちとの差を演出することで生み出されたと考えることができる。

しかし一方で、よそ者の存在が好意的に取り扱われることも多い。例えば関（2000）は、北海道の「えりも緑化事業」で、よそ者である営林署職員が地元住民と協働して成果をあげた例を報告している。また、最近は地域づくりやまちづくりと呼ばれる分野や地域振興（以下「地域づくり」と総称する。）でも、「よそ者」の役割が積極的に評価されるようになってきた。地域外の住民であるよそ者のパワーを利用すべきだという意見も見られる（世古　2001）。このように、よそ者については、以前からの「招かれざる客」としての否定的な評価と、最近のまちづくりなどに見られる肯定的な評価が混在している。

以上のような背景には、地域のことは地域で完結し、よそ者の介入は不必要とする「地域の自給自足主義」と、優れた者であれば受け入れることは厭わないと考える「現実的な考え方」が両立していると思われる。しかしここで重要なことは、このようなよそ者の性質ではなく、それを前提にした上で、よそ者と地域がどのような関係を持ち、地域がどのようによそ者を活用できるかという積極的な視点であろう。これはよそ者を「資源」と捉え、地域はそれを有効に使う必要があるとした野田（2000）と共通する。特に最近は地域づくりを進めようにも地域に十分な人材がいないという悩みもあり、地域内の住民の主体的参加とよそ者の活用は地域にとって重要な視点となってきている。途上国の環境保全や資源管理を研究対象とした佐藤も、「外部（よそ者）アクター」が参加する地域資源の保全活動が1990年以降注目されてきていると報告している。（佐藤　2002）。

そこで本稿では、地域づくりの中で一般に使われるさまざまな「よそ者」（以下「よそ者」に統一。）を定義し、地域との関係や地域の中で果たす役割を議論した。そしてその応用として、片野鴨池で進められている生態系管理にかんする活動を事例として分析した。その際にまず鴨池の生態系の保全と利用、つまり管理という視点から地域社会とのかかわりを振り返り、その歴史的な変遷を明らかにし、サーキットモデルを用いたオープンソース型の生態系管理やよそ者と協働する地域づくりを提案した。

なお、本稿で用いる「生態系」とは、前述した「エコシステムマネジメント」（柿澤　2000、Salwasser 1999）で用いられている定義である。それは、「生態系は地域の動植物やその生息環境も含めた系である」と

いう従来の生態学的定義に加え、人間とその活動を含めた地域全体を含む系である。次に、「生態系の管理」とは、生態系全体の保全と利用を秩序だてるエコシステムマネジメントだとして、「生態系の管理」もしくは「管理」として使用する。もちろんこの場合の管理は、生態系を思いのままにコントロールしたり、生態系自体を人為的に管理するという短絡的な意味ではない。その意味では、秋道（1999）が述べているような資源管理（resource management）とほぼ同義と考えてよいであろう。また、呉（2000）が「里山の自然空間に、市民が維持・管理作業の主体としてかかわる」と使用しているように、生態系の保全にかかわる過程を「管理」としている例が多い。さらに、「エコシステムマネジメント（生態系管理）」と呼ばれる新しい概念が最近示されるようになり（柿澤　2000）、今までの保全の概念からより進んだ「持続的に生態系を維持する仕組み」が注目されている。

また本稿では、よそ者など地域内外の関係者を、論述の際に「アクター」として表現した。そしてここでいう「地域」とは、日常生活圏の範囲に近い区域で、一般的に使われる「地域コミュニティー」とほぼ同じ意味で用いた。

2　よそ者にかんする考察

（2－1）よそ者とは何か

よそ者について検討する場合、よそ者の定義やその特性を最初に述べておかなければならない。日常会話で使用されている「よそ者」は、前述したように地域内部にいる身内とは異なる存在を表している。しかし本稿では、地域づくりで一般的に使われている「よそ者、ばか者、若者」に含まれる、好意的な意味を持ったよそ者も想定した。同様な使用法は途上国支援でも登場する。主に先進国から途上国に来る援助・支援者、いわゆる「開発ワーカー（野田　2000）」はある意味でよそ者である。彼らのもたらすメリットは一般に大きく、受け入れ国では「ドナー」と呼ばれ、歓迎されることも多い。

地域づくりなどで最近よく登場する「土の人」・「風の人」の場合、よそ者は明らかに「他者のまなざし」をもたらす存在である（菊地　2002）。他者のまなざしとは地域内の人々とは違う視点でものを見、また考えることである。よそ者は、地域内にいると日常性に埋もれて持つことが難しい感覚や考えを持っている。その結果、よそ者に接する地域住民は、絶対だと思いこんでいたものがそうではないことに気づく。つまり「裸の王様」を指摘した子供たちのように、よそ者は自身が持つ異質性が、「常識」の持つ虚像をあぶり出す存在として捉えられることも多い。

こうした性格を持つ存在は「トリックスター」と呼ばれている。ラディンら（1974）は、トリックスターが、いたずら者・ペテン師として知られる普遍的な人物とした上で、それを「創造者であり破壊者」になる矛盾した存在だと述べている。 このような解釈例には、田中真紀子外務大臣（当時）を評価した矢野（2002）の「田中真紀子トリックスター論」がある。矢野は田中真紀子という「よそ者」が存在してはじめて、外務省の常識離れした特異な体質が明らかにされたと主張する。

トリックスターの存在は何も近代に限らず、ギリシャ神話にも見いだされる、ある意味で普遍的な存在であろう（ケレーニイ　1974）。また荒井（1978）は、トリックスターを道化とも呼ばれる存在とした上で、道化が主人公になった作品の例として、セルバンテスの『ドンキホーテ』を紹介している。このようによそ者は「他者性」を過剰に示すことで、地域の中にある常識がすべてではないということを示唆する存在だと考えられる。そのためよそ者には、地域や組織の内部の常識やルールから逸脱していることが求められる。そして、よそ者が持つこうした「超える部分」は、異なるがゆえに評価できる内容となる。

これに関連して、筑紫は梁石日との対談の中で、在日外国人は日本社会にとってユニークな役割を持つと述べている。そして「日本社会は別の場所から見るとこう見える」と気づかせる役割を、よそ者の異分子であることの良さとして評価している（梁・筑紫　2003）。この場合には、よそ者を社会に必要な「要素」として扱い、先に述べた矢野の主張のようにその役割を評価している。こうしたよそ者の視点に注目した菊地（1999）は、よそ者の持つ「外部の視点」は、自意識を高めるための媒体であると述べている。

ここまで、地域を中心によそ者を捉えてきたが、よそ者の異質性や他者性は何も地域の内部と外部の差によって生ずるのではない。よそ者がよそ者たり得るのは、内部にいるアクターたちとの差違であり、それは空間的な隔たりだけで生ずるとは考えられない。むしろその差違を生じさせる要素は空間の差ではなく、よそ者が何かを超えて地域にはない視点や基準で行動している点にある。その際に重要なことは内外の境界を越える「越境」である。この越境にかんしての民俗に注目した篠原（2003）は「見えない境界」を越えることも含むと述べている。そして、国境や領域などを超える際に規範や伝統などの「不可視なもの」を横断する例をあげている。つまり内部にいるアクターから見れば、よそ者とはある境界を越えた存在だと捉えることができる。そのためことさら彼我の差を強調することになるのであろう。

（２－２）地域にとってのよそ者効果

自分たちとは異なる価値観や常識を持つよそ者は、地域に好意的に受け入れられる存在であることも多い。前述したように、最近は地域づくりやまちづくりに関心が集まり、それに伴いよそ者を重視する、いわば「よそ者期待論」さえ生まれている。出典は明確ではないが地域づくりの現場ではよく使われる「よそ者・ばか者・若者」という言説はその典型である。そこでいくつかの事例をあげながら、よそ者が地域にとってどのような「利益」をもたらすのかを検証したい。

実際によそ者を「活用」している例として田中（2002）は、京都府美山町にある芦生原生林の保全の事例を取り上げ、原生林の価値を生かすためには、ネットワークやそこで出会う「異質な他者」の存在が重要であると述べている。この場合の異質な他者とは、芦生の京都大学演習林の教職員やダム反対にかかわる人だと、田中は分析している。また松村（2001）は南会津の開発ではよそ者をうまく取り込んで定住させ、そこに研究者がかかわって環境保全を進めていると分析している。こうした事例は、よそ者が地域とかかわることで、特に意図せずとも何らかの変化、それも地域にとって望ましいそれが起こるという「よそ者効果」である。

ではよそ者効果とはどのようなものだろうか。まず、よそ者が地域にない知識や技能を持ち込むことがあげられる。よそ者が途上国の地域とかかわり、その際に地元が持たない知識や技術を用いて支援する事例を井上（2004）が報告している。同様に菊地（1999）は、高知県大方町の砂浜美術館を調査し、そこでは外部アクターから知識・情報・技術を導入していると分析した。そしてそのための「メディア」として砂浜美術館が機能していると主張している。ただしよそ者の効果に言及した折井・上野（1987）は、外部アクターが内部に影響を与える、またはアイディアそのものが外部にあるとする研究が多いことを指摘し、むしろ内部から起こる革新の重要性を強調している。この点にかんしては後で言及したい。

次に、よそ者の持ち込む知識の活用ではなく、よそ者による地域の「励起」効果がある。その事例としては、優れた芸術家が地域に短期・長期に滞在し住民と交流したり、創作したりして刺激を受ける「アーティスト・イン・レジデンス」があげられる。加藤（1999）、はそれが芸術の創造性涵養につながると述べている。こうしたプロセスに含まれる知識や技能の移転効果は否定できないが、地域外からよそ者としての芸術家を呼び、その刺激を生かして地域内の創造性を高めようとする、よそ者の積極的な利用法のひとつだと考えることができる。石川県加賀市の山代温泉に滞在した北大路魯山人も同様の事例であろう。細野燕台という資

産家の手引きで山代に滞留した魯山人は、さまざまな創作活動を地域で行った。よそ者としての魯山人の創作活動が地域の芸術・文化に与えた影響は、現在も無視できない。

さらに、よそ者の持つもうひとつの効果として、地域住民がほんらい持っている知識、ローカルナレッジの表出（いわゆる言語化）支援が考えられる。藤垣（2003）はローカルナレッジの表出には「手助け」が必要なことが多く、よそ者の存在はそれを支援できると述べている。同様に、奄美の自然に魅せられ、地域の人々ですら気付いていない地域のさまざまな事柄を調査記録した中原喜久子を鬼頭（1998）が紹介し、よそ者だからこそ日常性に没していた事柄を見いだせたと評価している。

そして、地域の変容を促進する効果をあげたい。よそ者の持つ異質性は前述したように、地域側に「気づき」をもたらし、そこから地域自体が変容する。それはもともと地域が持っている資源や知識を、よそ者を利用して変化させることでもある。よそ者の声を借りてとか、風の人が風を吹かすという言説はこれを指していることが多い。第２次世界大戦後の愛媛県での生活改善運動を調査した小國（2004）は、よそ者という普及員とかかわることで、農村の女性が明確に自己を主張できるように変容したことを報告している。

最後に、よそ者が持つ「地域とのしがらみのない立場からの解決案」の提案があげられる。 中世の僧など、権力から離れた者によって和睦などが成立することがあったという研究例を今井・金子（1988）が指摘しているが、内部のしがらみに捕らわれない立場だからこそ、よそ者は優れた解決策を提案できるのではないか。これは前述した開発ワーカーが途上国で演ずる役割でもある。企業組織と企業文化について最新の研究をレビューしながら分析した佐藤・山田（2004）は、組織文化に一定の距離を置くメンバーが「変革」の担い手となると述べている。組織と同化していない存在こそが組織を変革できるという主張は、行政や地域政治に同化しない、いわば反主流の存在が地域を変えてゆくというよそ者効果とよく似ている。

以上、よそ者が地域に与える効果を事例から分析してまとめると、①技術や技能などの知識の地域への移入、②地域の持つ創造性の惹起や励起、③地域の持つ知識の表出支援、④地域（や組織）の変容の促進、⑤しがらみのない立場からの問題解決の提案だと考えられる。

（２－３）よそ者の必要性

よそ者の持つ効果は認められてきたが、よそ者がなぜ必要なのかにかんしても十分な議論があるとは言えない。地域づくりの場でもよそ者の参加は必要条件だというように頻繁に語られるが、具体的にその必要性は示されてこなかった。例えば増田（1999）は、よそ者を受け入れ、彼らとの「混血の文化」を持つことが重要だと述べているが、なぜよそ者が必要かという問には答えていない。そこで、現在の地域やコミュニティーがよそ者を必要とする理由にかんして言及したい。

まず、地域やコミュニティーの形成や維持には、そもそもよそ者が必要だという議論がある。実践共同体に言及したウエンガーら（2002）は、コミュニティーの形成にはアウトサイダーの視点が重要であると述べている。これはコミュニティー形成の際に視点の異なる個人の支援が有効ということだが、よそ者が「傍目八目」でコミュニティーの問題を見いだす「外部の視点」効果も込められている。前出の増田の主張もこれと一致する。このように異なる知識や視点を必要とする主張は、よそ者と地域住民の役割や立場を区別し、その交差から生み出されるものへの期待がある。

しかしそれだけではなく、そもそも地域住民だけで地域の問題解決を試みても、よそ者が持ち込むアイディアや提案を、すべて否定したり無視し続けたりすることは現実的ではないだろう。菊地（2002）がエコミュージアムにかんして論じた中で述べているように、地域自体がよそ者なしでやって行くことはできない。つまり、よく言及される「自立した地域」はイメージとしては描けるが、今日のように地域相互の依存度が大きい時代にはまずそぐわないし、それ以前でも「隠れ里」のような設定の場所や地域は、実際には考えられな

かったのではなかろうか。

その理由は、地域が置かれた現在の状況に求めることができる。第一に、地域が閉じた状態でいることに無理がある。今日のように交流人口が増加し、物流・交通・インターネットが国内各地まで浸透すると、地域外から孤立して自らの地域を維持することがほぼ不可能になっている。

第二に、仮に地域外との交流を絶とうとしても、観光客など地域外から積極的に地域に入ってくる人々を排除することはできない。これは物理的にもできないし、また排除コストの面からも無理がある。

第三に、地域が持つ解決手段が必ずしも「最適解」だとは言えない。限られた数の地域住民だけで解決することは、地域やコミュニティーの自立という視点からは一見優れているように見えるが、実際には地域自ら選択肢を限定していることになる。また、地域やコミュニティーにその能力があっても、社会環境やより上位の行政機構・政府の意向で、コミュニティーによる解決が十分機能しないことも多い（佐藤　2002）。さらに同質なコミュニティーにそもそも柔軟な解決ができるかという疑問もある。これにかんして、広田（2004）は、同質なコミュニティーの危険性を指摘した上で、よそ者を排除するのではなく、その存在を許容するようなシステムが必要だと述べ、学校教育を例に「異質な他者」つまりよそ者との共存が今後の公教育の課題だと主張している。

以上のように、よそ者は異質な他者であるために、地域にとって必要とされることは明らかだが、よそ者と地域側がどのようにかかわるかがより重要であり、次節ではそれを述べる。

（2－4）よそ者の受容と主体性

浜松市の地域産業について調査した河野（2002）は、独創的企業が多い浜松市では「よそ者」が多く受け入れられていると指摘し、それはよそ者でも優れていれば受け入れる「開放的風土」があるからだとした。しかし、地域が開放的であれば、自然とよそ者が地域や組織に「参加」し、前述した効果を発揮するとする考えは、あまりに安易であろう。むしろ、「よそ者効果」を認め、よそ者を受け入れる場合、地域あるいは組織がどのようによそ者と協働できるのか、地域づくりや地域づくりにかかわる関係者ではなくとも、その仕組みや「作法」を知りたいと思うことだろう。

この点については、よそ者の地域への参加に言及した井上（2004）が、よそ者が地域にかかわり、地域ガバナンス（地域経営）に参加するには、「正当性」が必要だと主張している。この正当性とは、利益があることや行為の正しさ、文化的に必要とされることだと井上は述べている。それがない場合にはよそ者の地域への参加は受け入れられにくくなると考えられる。また場合によっては、よそ者の基準で地域内の活動を進めることは、地域のアクターたちが持つ既得権益を侵し、特にそれまで主流であったアクターは疎外されてしまうことが多い。そのため反主流となったアクターから「しっぺ返し」を受ける可能性を、途上国支援の経験を持つ佐藤（2004）が指摘している。

もともと地域内で自分の主張や思いを表現することは、よそ者ではなくともある種のリスクを伴う。それは自身の意見や判断を明確にすることで、地域内でさまざまな軋轢を生ずる可能性である。しかしよそ者の持つ発想や異質性を活用しようとすれば、自由に表出させなければならない。個々の努力でそれを実現することも必要だが、そのリスクを伴う表出が組織的に進められることで組織自体も変化すると、今井・金子（1988）は述べている。よそ者の特性を活用するには、地域を単純に開放するのではなく、よそ者が「店を開くリスク」を下げることが重要である。そして地域がこうしたよそ者の主張に耳を傾ける場を創る必要があろう。松村（1999）が指摘しているように、それが「よそ者と地域住民の交錯」につながると思われる。さらにその交錯から何かが生み出される時にはじめて地域は変容するのであり、単なるよそ者の受容とよそ者効果の発現には差がある。

ところで、ここまで地域がよそ者を受容する視点で論じてきたが、それは地域に入るか入らないかを決めるよそ者側に主体性を認めることだ。しかし、地域側が一方的に受容側であり、よそ者によってはじめて変化が起こるとする考えは、やはり「よそ者期待論」から脱していない。網野ら（2002）は、大陸からの渡来人が日本に技術を持ち込んだという発想を否定し、もともと日本側に技術や知識の基盤があって、入ってきた技術を上手に消化して、それ以上のものを創り出したのだと主張している。それはまさに店を開くよそ者ではなく、店を開く場所、つまり地域側が重要だということだ。この点では、主体はよそ者ではなく、地域側だと考えられる。

逆に、極端な地元主義に徹して地域だけで問題解決を図ることも、前述したように問題がある。よそ者によって地域が「かき乱される」ことを恐れたり、外来型開発の「脅威」を説くあまり、よそ者による地域の変容を一切否定したりする立場は、最初からよそ者による変化を「悪」だとする前提に立っている。太田（1998）は、閉じた体系を持つ地域の文化が、原初的な状況から外部の影響を受けて変化すると考えることに疑問を示し、それは外部との接触によって起こる積極的な文化の創造、つまり「トランスポジション」だと見た。このように地域の変容は、むしろその地域にとって必要な、順応的なプロセスでありえる。そこで、ここではむしろ、地域と外部の相互作用によって両者がともに変容することだと捉えたい。これにかんして鬼頭（1998）は、地元である地域とよそ者が相互変容する視点を主張している。

さらに別の見方をすれば、野田（2000）が述べるように、地域側がよそ者という「資源」を有効に使う力を持つ必要があるということになる。それは最近「地域力」と呼ばれている地域の基礎力のひとつであり、いわば「よそ者使いの上手な地域」になることだと考えられる。このように地域とよそ者のかかわりは、どちらに主体性があるというより、アクターそれぞれが主体性を持って、地域という活動の場に参加するプロセスであり、そのせめぎ合いや相互のポジショニングから、地域の活力や変容が生み出されるのだと考えられる。

（2－5）よそ者賞賛の是非と地域

よそ者である地域外の専門家が、地域住民の持つ知識の不足部分を補完する、あるいは地域にはない技術や技能を持ち込むことは、前述したようによそ者によるポジティブな効果である。しかしその一方で、よそ者が単純に地域に便益をもたらすという素朴な期待は検証されなければならないだろう。

またよそ者が地域に影響を与える一方通行では、単に「よそ者による地域の変容」であり、地域の自律は無視されがちになる。 地域にとって利益をもたらすよそ者の移入を純朴に歓迎することもまた、よそ者に対するひとつの反応だと考えられる。しかし、こうしたよそ者に対する「無条件の評価」は必ずしも一般的ではない。

これに関連して、極端な場合には、よそ者主導で地域を変革してしまうことも考えられる。こうした変革は「外来型開発」としてむしろ否定されなければならないが、実際には「ろくでもない」よそ者による開発は後を絶たない。その対極に鶴見（1989）らが主張してきた「内発的発展」があると考えられる。もっとも、外部から地域が受ける影響を懸念するあまり、よそ者の影響を全否定することもまた危険である。

次に、地域づくりや地域の活性化を急ごうとするあまり、自治体の長や住民が地域外から高名な指導者や実践家・研究者などのアドバイザーを呼んでくることが多くある。もちろん、外部のブレーンと町の職員が協働して風力発電に成功した山形県立川町の事例などの「成功例」も多く報告されている（飯田ほか、2003など多数）。しかし、このような場合、来訪したよそ者が自らリスクを負うことは少なく、第三者的なアドバイスを繰り返すことも多い。

彼らの経験や学習に基づいた有効性が高いアドバイスであることは多いし、それが効果的なことも否定は

できない。しかし笠羽（2004）が述べるように、よそ者の評価が一面的であることも多い。それが仮に有効だとしても、その効果が継続するかがより重要だ。アドバイザーが去ってしまえば元に戻ってしまうような地域づくりは、誰も望まないだろう。それはあたかも地域に岡持を下げて来訪し、料理の香りだけをかがせて立ち去る「出前」であって、彼らは決して地域で「店を開く」ことはない。つまり、地域の持つリスクを分担はしない。

むしろ、アドバイザーがいなくなっても地域自身が継続して行く力をつけられてこそ、地域づくりの成果と呼べるのではなかろうか。地域力と呼ばれている「地域の総合力」がそれを表していると思われる。また、湯布院のような先進地の地域リーダーは、「まちづくりには終わりがない」と言っている（吉井　2001、小林　2001）。この点でも短期的な成果を生むだけのアドバイザーの存在は否定される必要がある。

さらに、そもそも地域づくりには「最適解」はないのではなかろうか。それは企業経営にとって最適解の存在が否定されるのと同じく、さまざまな条件の下で「正解」とされるものが決まることであろう。ともすればアドバイザーが持つ知識の押し売りになりがちで、地域住民が持つ地域の知、「ローカルノレッジ」（鬼頭　2002）が否定されたり、評価されなかったりする例は多い。よそ者が地域に入り、地域住民を何らかの活動のためにファシリテートし参加させることが無分別に正しいと考える研究や運動は批判されるべきである（菊地　2002）。よそ者が地域の人々を何らかの活動に参加させると考える前に、よそ者が地域にいかにして参加するかを考えることが必要である（佐藤　2003）。

途上国援助に参加する専門家の立場について分析した野田（2000）や佐藤（2004）が同様な指摘をしている。野田は途上国の開発支援で、ひとつのやり方が正しいと思いこむことでオプションを無視してしまうリスクを問題にしている。また佐藤は、途上国に向かう専門家は自らの理想の実現のために努力してはいけないと端的に指摘した。

以上のような視点から、短期的なアドバイザーのようなよそ者を呼び、彼らの提示する「最適解」に従って地域づくりを図る手法には問題や限界があり、それに代わる新たなモデルの提示が必要なことが指摘できる。そしてそのようなモデルのひとつとして、敷田らが示しているサーキットモデルがあげられる。これについては3で後述する。

（2－6）地域内よそ者と地域内外部空間としての宿

よそ者とは地域外から来る外来者を指すことも多いが、前述した「越境」の視点で考えれば、むしろ地域の内外を問わず「異質な他者の視点」を持てる存在だと捉え直すことができる。菊地（1999）も、地域住民は地元で、地域外から来る人々がよそ者という設定には疑問を呈し、地元の住民がよそ者と同じ視点を持つことができると述べている。筆者の調査した京都府網野町（現在の京丹後市）では、地域外のよそ者と地域内部にいるよそ者が協働して鳴り砂の浜（琴引浜）を保全している（敷田　2002）。そこでは、地域をいったん出ることで外部者の視点を持った松尾省二氏や、地域内にいながら外部者との接触で「異質な他者の視点」を持つに至った松尾庸介氏らが「地域内よそ者」として、地域外よそ者と協働している。このように地域内部にいながらよそ者の視点を持つことで、地域の変容を生み出すこともまた可能であろう。

ところで、先の網野町の事例で面白いのは、主要なアクターである松尾省二・庸介父子が家業の民宿を経営する。また、津軽半島の大畑村で地域づくりを進める角本孝夫氏も旅館業を営む（金子・大澤　2002）。さらに、地域自体が温泉場で宿が多く、そこに来るさまざまな人たちを地域の変容にかかわらせている例としては、有名な大分県の湯布院の事例がある。また石川県加賀市では、前述した魯山人の山代温泉の旅館への逗留をあげることができる。そこに共通するのは「宿」の存在であり、宿がよそ者と地域住民との交差の場になっていることが示唆される。

宿は地域の中にありながら、「旅の者」を泊める場所であり、ある意味で羽目を外せる「非日常的空間」でもある。このような場所は地域内にありながら異質の場で、よそ者がのびのびと表明できたり、それを地域側が受け止めたりできる空間となる。網野（1996）は、中世の「無縁」たちが集まる場所として「宿」の存在をあげ、ある種の「アジール」だと述べている。そこには異質性という共通の要素があり、地域内にこのような「地域外の場」を用意することもまた、ひとつの工夫だと考えられる。

3　片野鴨池におけるオープンソース型生態系管理プロセス

（3－1）片野鴨池の概要

石川県加賀市片野町に位置する「片野鴨池（以下「鴨池」という）」は、冬季にカモやガンなど約5，000羽の水鳥が飛来する低湿地である。湿地は豊富な植物群落に被われているほか、その周囲の丘陵はアカマツやコナラ、タブノキなどが生い茂り、それだけで都市からの来訪者を魅了するほどの貴重な生態系である。鴨池は1969年に石川県天然記念物の指定を受け、1993年には越前加賀海岸国定公園第１種特別地域、国設片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区に指定された。さらに、同年６月には「ラムサール条約」の登録湿地として認定された（大畑ほか　1998）。

鴨池は江戸時代初期から、夏は水田として、冬は水田に水を張ることで水鳥の飛来地として利用されてきた。この地域住民による水田の利用と水鳥の保護（休息場所の提供）の季節的な入れ替えは最近まで続いていた。そこには、農民にとっては水鳥の糞によって肥料代が節約できる、逆に水鳥にとっては落ち穂が餌になるという相互利益があった。

鴨池に飛来する水鳥は狩猟の対象にもなっていた。1600年代末から始まった「坂網猟」は、地元の大聖寺藩によって武士の鍛錬のために使われたが、明治時代以降は住民に開放され、当時と同じ猟法で現在も続けられている。しかし、カモの飛来数の減少と狩猟に対する経済的評価の低下などにより坂網猟師は減少している。最近は捕鴨数も年間300羽前後にまで減少し、戦後最盛期の3，000～3，500羽に比べると規模の縮小は否めない。

一方、鴨池はバードウォッチングブームを経て、野鳥観察に適した場所として有名になり、冬季を中心に多数の来訪者が訪れる。1984年に開館した鴨池観察館では、日本野鳥の会レンジャーが中心となり、来訪者への情報提供や解説、自然観察会が開催され、近年は環境学習の場としての評価も高まっている。

このように、住民生活に身近な生態系としての鴨池には、歴史的にさまざまな利用者が現れ、それぞれが鴨池とかかわりを持ってきた。それは単なる鴨池の利用だけではなく、生態系を維持する努力も含めた利用者による積極的なかかわりであった。このような鴨池の保全と利用、すなわち「管理」が坂網猟の開始とともに300年以上にわたって続けられてきた。しかし、江戸時代と比較すると、現在の鴨池の利用者は観光客も含めて多様化し、その利用形態もさまざまである。また、鴨池の生態系自身も変化し、近年の坂網猟師の減少や減反政策による水田の減少などで、周辺の里山を含む生態系の荒廃を経験している。つまり、鴨池では生態系や利用者の変化によって管理の内容が大きく変化している。しかし、こうした点について注意を引いた報告や研究はなく、むしろ江戸時代の鴨池の利用が「持続可能である」と評価し、それが現在まで連続的に受け継がれてきたとする説が多い（中村　1995、山下　1993）。また、ラムサール条約の登録時に主張された「生態系の持続可能な利用」も、内容は多少異なるものの、こうした主張とあまり変わらない。

（3－2）鴨池の生態系の保全と利用の歴史的変化

それでは坂網猟開始以来の鴨池における生態系管理の歴史について、時間を追って整理したい。なお本稿は2004年12月までに明らかになった歴史的事実を基に、大まかな管理の歴史をふり返ることを第一の目的としており、詳細な歴史的経過は今後の調査による解明を待ちたい。

（3－2－1）江戸時代

鴨池で狩猟が始まったのは江戸時代の元禄年間（1688年～1704年）とされている（見附　1999）。鴨池ではそれ以前の1678年から、大聖寺藩が水抜き工事によって新田開発を進めており、すでにカモが飛来していたと考えられているが、当時はまだ狩猟の対象ではなかった。しかし、大聖寺藩士がカモの群をめがけ、魚を捕るためのタモ網を投げ上げた時にカモが捕れたことが契機となって「坂網猟」によるカモの捕獲が始まった。そして、大聖寺藩は鴨池への村民の立ち入りを禁止し、鍛錬のための坂網猟を武士だけに認めた（大畑　1997）。ただし、片野村（片野村は1889年4月町村制施行後より黒崎村、1930年1月より橋立村、1952年6月より橋立町、1958年1月より加賀市の片野町と変遷しているが、本稿ではわかりやすさを優先して、町村制施行までは「片野村」、それ以降、現在までは「片野町」と表記した）の住民によるカモの密猟は「天狗」と呼ばれ、大聖寺藩によって黙認されていたようである（宮本外男氏から聞き取り、2000年11月18日）。もちろんそれは限定された範囲であって、もっぱら鴨池を管理していたのは大聖寺藩であった。

ここで重要なことは、大聖寺藩が鴨池を所有していたわけではないということである。鴨池の所有権は水田耕作を行っていた片野村の住民が持っていた。しかし、片野村の住民による利用は水田耕作に限られていた上に、大聖寺藩は片野村に対して住民の行為や財産処分を決定する強制力を持っていた。そのため、鴨池の生態系や資源は大聖寺藩の「行政権」によって直接、間接的に管理されていたと考えられる。実際、大聖寺藩は「河廻方」という役人に鴨池を巡回させ、坂網猟の障害となる坂場付近の間伐や枝打ちのための役人を派遣していた（見附　1995）。こうした大聖寺藩による鴨池の一元的な管理は生態系の管理にとっては理想的な状態である。なぜなら、管理者が複数存在して管理の権限を争ったり、コストを押しつけ合ったりして、管理がうまくいかないリスクを避けられるからである。

ところで、大聖寺藩と片野村の関係は一方的なものではなく、両者の間には相利的関係も存在していた。例えば、大聖寺藩は片野村に対し、坂網猟の振興のために冬季に水田に水を張るよう命じた代償として、水田の賃料である「田地水溜料（藩札900目）」を支払い、租税の軽減措置を講じていたことがあげられる（牧野　1986）。このように、片野村には大聖寺藩から得られる利益によって、鴨池の持続可能な利用を心がけようとするインセンティブ（誘因）が生じていたと考えられる。

結果的に、①大聖寺藩という一元的な管理者の存在、②他の利用者のルール遵守を誘導する経済的インセンティブ、③銃猟でない坂網猟の捕獲選択性と非効率性が水鳥資源に決定的な打撃を与えなかったことによって、鴨池の管理は持続可能であった。それに加え、里山は猟場である坂場として手入れされ、鴨池周辺の里山と水鳥を含めた総合的な生態系管理が成立していた。

（3－2－2）明治時代から第2次世界大戦まで

江戸時代の間続いていた大聖寺藩と片野村の相利的関係に変化が起こるのは、廃藩置県によって大聖寺藩が解体された明治時代初期である。

鴨池の生態系を管理していた大聖寺藩が廃止されたため、武士の鍛錬としての坂網猟はその役割を終え、武士以外の住民にも狩猟が解放された。管理者の大聖寺藩による生態系へのアクセス制限は廃藩とともに失われ、特に鴨池に飛来する水鳥に対して自由にアクセス可能な状態になった。その結果、鴨池では一時的に

管理者を失った状態が生じ、坂網猟師が急増したと考えられる。

しかし、猟場が限定されている坂網猟では、猟師が増加すると猟場の利用を巡って争いが起こるようになる。このような争いによって混乱が生じたため、1878年に飛鳥井清などが発起人となって江沼郡捕鴨組合(後の大聖寺捕鴨猟区協同組合。以下「捕鴨組合」という）が設立され（見附　1995)、水鳥の捕獲にかんする規約などが決められた。これ以降、大聖寺藩が行っていた鴨池の管理は捕鴨組合による新たな管理体制へと移行した。すなわち、水鳥資源の利用にかんして坂網猟師の支持を得た捕鴨組合が鴨池の管理権を持つに至った。

捕鴨組合の役割は規約の作成やその徹底ばかりではなく、江戸時代に大聖寺藩が片野村との間で保っていた相利的関係の継続や生態系の管理も含まれていた。大聖寺藩が行っていた優遇税制措置は、捕鴨組合が片野町から猟場として鴨池を借りる代わりに、片野町に賃貸料を支払う関係へと変化した。ただし、江戸時代に「天狗」と呼ばれる密猟者であった片野町の住民の一部も、正式な猟師として坂網猟に参加していたため、片野町の住民の中にもかなりの数の坂網猟師がいた。このように、捕鴨組合と片野町の関係は江戸時代と異なり、捕鴨組合が強力な権限を持っていたわけではなく、利害関係者である片野町と対等な相利的関係を創り出し、それを下に鴨池を管理していたと考える方が適切である。

また、捕鴨組合は海岸方面からの飛砂による鴨池の縮小を防ぐため、鴨池西部に砂防林を造成するなど、生態系の管理も行っていた。この事業は1870年以降、江沼郡役所から50円の補助を得て、大正時代初期まで続けられた（見附　1995)。このような捕鴨組合による鴨池の生態系への「働きかけ」は、他者に対するある種の意思表示となるので、鴨池の生態系や資源に対する組合の影響力を強化することにつながった。そして、強まった影響力は捕鴨組合の存在を確固たるものにしたと考えられる。

その管理は外部からの影響に対しては毅然としていたようで、陸軍金沢第９師団による鴨池周辺での発火演習の中止を求める嘆願なども行っていた（牧野　1986)。また、1948年前後にGHQ第８軍司令官ウォーカー中将らが鴨池のカモを銃で撃つという事件が起こったが、敗戦直後であるにもかかわらず、当時の捕鴨組合理事長村田安太郎氏の交渉によって、GHQによる銃猟はそれ以降中止になったと言われている（見附　1995、今出豊正氏・東重次氏から聞き取り、2000年11月18日)。

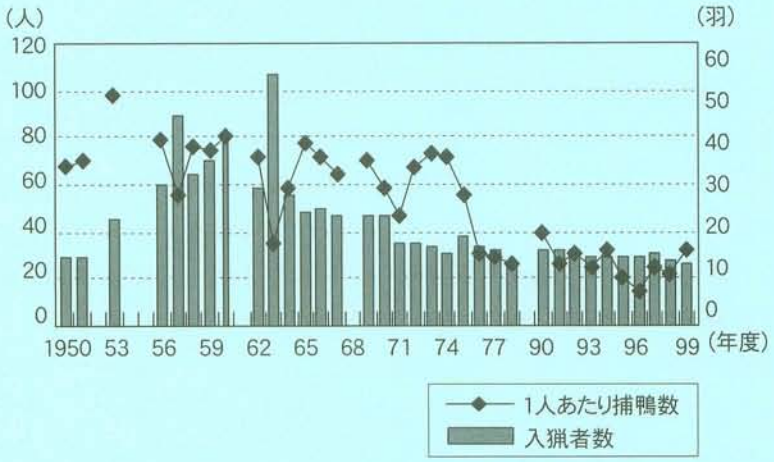
明治時代から第２次世界大戦後まで継続した捕鴨組合による管理は、捕鴨組合と片野町の住民という「地縁や集落組織による閉じた生態系管理」であり、鴨池の歴史にとってひとつの「時代」と考えることができる。また、鴨池の所有権が片野町の住民にありながら、捕鴨組合の管理権が優先し、それが継続できた理由として、①水鳥資源にかんしては江戸時代から所有者以外が管理してきた実績とノウハウがあった、②明治時代にフリーアクセス資源となった鴨池の水鳥資源を巡る危機を関係者が経験し、管理の必要性を感ずる状況にあった、③新たな管理者となった捕鴨組合が鴨池の生態系の保全のために積極的に努力したことなどがあげられる。

（３－２－３）第２次世界大戦後から坂網猟の衰退期まで

江戸時代から続いてきた坂網猟も、第２次世界大戦後は社会環境の激しい変化に晒される。本稿では、戦中の経過にかんして十分な資料を入手することができなかったが、捕鴨組合の体制は維持されていたので、明治時代以降の鴨池の管理体制に極端な変化があったとは考えにくい。以下で、残されている公式の統計資料から坂網猟の変化を追ってみたい。

図－１に示すように、坂網猟にかかわる猟師数（入猟者数）は1950年代後半から1960年代前半にピークを迎えた。しかし、それ以降1970年代初頭にかけて入猟者数は減少し、その後も漸減しながら30名前後で推移している。このように、入猟者数の変化は高度経済成長期をはさんで増加する前期と減少する後期に分けられる。

図－１　鴨池における入猟者数と１人あたり捕鴨数の推移



林野庁『狩猟統計』および環境庁『鳥獣関係統計』から作成
注）1979年から1989年の入猟者数のデータは信憑性に乏しいため割愛した。

まず、戦後に入猟者数が増加した理由として、収入源としての魅力が考えられる。特に、戦後は140名もの猟師がいたという証言もあり（山本ほか　1999）、坂網猟の隆盛がわかる。また、当時はカモ１羽が400円で取り引きされており、同時期の月給が2,000～5,000円であったことを考えると、短時間の狩猟で良い収入源となっていた。坂網猟で得られた収入は冠婚葬祭の費用などに用いられていたと言われている（前出、宮本氏の聞き取り）。

しかし、その後高度経済成長期を迎え、入猟者数は減少に向かった。その原因について、現役猟師の山本幸次郎氏は、高度経済成長によって所得水準が高まり、坂網猟に頼らなくてもよくなったと述べている（山本幸次郎氏からの聞き取り、2001年10月６日）。また元猟師の二羽末雄氏は、坂網猟のために会社を早退することに対して勤務先の理解が得られなくなり、引退せざるを得なかったと、当時の状況を説明している（二羽末雄氏からの聞き取り、2000年10月５日）。

一方、１人あたりの捕鴨数は1953年度の49羽が最も多い。入猟者の多かった1957年度と1963年度を除くと、捕鴨数は1970年代後半まで35～40羽でほぼ一定していた（図－１）。その後は１人あたり10数羽で推移し、現在に至っている。この数は、宮本氏の証言（前出、宮本氏からの聞き取り）や現役猟師の小坂外喜雄氏の証言（小坂外喜雄氏からの聞き取り、2000年11月18日）と一致する。

これらの結果から、鴨池への入猟者数が減少した時期（1960年代）と、猟師１人あたりの捕鴨数が減少した時期（1970年代以降）がずれていることがわかる。一般に、坂網猟の衰退の原因として「対象とする資源」であるカモの飛来数の減少があげられることが多いが、本稿で用いた資料から推察する限り、坂網猟による資源の減少→１人あたりの収穫の逓減→坂網猟で十分な収入が得られなくなる→坂網猟師が減少するという「狩猟衰退の通例」があてはまらない。つまり、カモの個体数の減少が坂網猟の衰退の主因とは考えにくい。

しかし、日本野鳥の会の定期的な調査によると、カモを含む鴨池の水鳥の個体数は1979年度の約45,000羽から、2000年度には約5,000羽にまで減少している。生態系の変化として、その原因を明らかにすることは重要な課題である。個体数が減少した原因として、まず周辺地域の銃猟禁止区域の拡大があげられる。これまで鴨池内は禁猟区、鴨池に隣接する里山は銃猟禁止区域、周辺地域は銃猟区に指定されていた。坂網猟と比べ、銃猟は１度に多くの獲物を得ることができ、水鳥にとって銃猟区は危険な場所である。例えば、鴨池の東15キロメートルに位置する木場潟（石川県小松市）は周囲に広大な水田が広がり、水鳥の餌場として最適な環境であったが、以前は銃猟区であったため水鳥はほとんど飛来しなかった。しかし、1991年に木場潟が

銃猟禁止区域になると、多数の水鳥の生息が確認されるようになった。同様の状況は北潟湖（福井県芦原町）などでも見られる。

また、鴨池周辺の水田の乾田化や休耕田化によって採餌環境が悪化したことも、水鳥の減少につながっている。江戸時代から、鴨池周辺の農家では冬季も水田に水を張り、水鳥の餌場や休息の場を確保してきた。しかし、減反政策や用水路の暗渠化によって鴨池周辺の餌場が減少し、水鳥の生息環境が大きく変化した。

同様に、片野町の住民が鴨池内で行っていた水田も、減反政策の影響で減少の一途をたどった。1960年頃には片野町の65軒のうち62軒が合計59，768平方メートルの水田を保有していたとされているが、1967年頃から減少していった（前出、今出･東氏からの聞き取り）。鴨池の場合、一般的な農業後継者の不足という理由に加えて、①冬季に水田に水を張って池にするので、毎年春になると畦を再生しなければならない、②水田が深いため、農作業の機械化が進まないなどの事情もあった。鴨池内の水田耕作の衰退によって、片野町の住民は次第に鴨池とのかかわりが希薄になっていった。

さらに、鴨池近傍に北陸自動車道が開通したことも、カモの個体数減少の原因であるとする意見もある。宮本氏は1973年に開通した北陸自動車道によってカモの飛来ルートが変わり、かつて「名場」と呼ばれた坂場でカモがほとんど捕れなくなったと述べている（前出、宮本氏からの聞き取り）。北陸自動車道がどの程度影響を及ぼしたかについて、当時の環境アセスメント記録などの科学的な分析結果はないが、開通後の1975年頃から捕鴨数は明らかに減少しており、何らかの因果関係が懸念される。

以上のような証言や記録などから判断する限り、坂網猟の衰退の原因は鴨池の生態系の変化というよりも、坂網猟師や片野町の住民を取り巻く社会環境の変化と結論づけた方が自然であろう。それは、鴨池の生態系管理が地縁や集落組織などの内部の関係者やその条件だけでは進められなくなったことを意味している。実際、銃猟禁止区域の増加や減反政策、北陸自動車道の開通などといった社会環境の変化は、鴨池の管理者だけの力では解決できない要素が多い。生態系の管理は生態系の状態の変化に負うところが大きいはずであるが、それ以上に生態系を利用する側の社会環境が大きく影響することが、鴨池の生態系管理の歴史から理解できる。

坂網猟の衰退は鴨池の生態系管理にも大きな影響を及ぼした。例えば、坂網猟を行うためには猟場である里山の草刈りや樹木の刈り込みなどが必要であるが、坂網猟師の減少によって、これらの作業が十分に行き届かなくなっている。その結果、鴨池周辺の里山が荒廃しつつある。また、片野町の住民は水田耕作を放棄したが、依然としてその所有者であり、所有と利用の分離という問題が発生している。生態系管理の観点から、管理に関与することのできる権利を持った者がその生態系にかかわる度合いが少ないと、管理がうまくいかなくなる可能性が高いという点を指摘しておきたい。

（3－2－4）鴨池の非消費的利用の拡大

戦後も継続していた、捕鴨組合と片野町の住民による鴨池の「閉じた生態系管理」に変化が起こるのは、鴨池に新たな利用者が現れた1980年頃である。それまで、坂網猟師も片野町の住民も鴨池を直接的に利用し、生産物を入手するという生産機能に価値を見出していた。しかし、新たに出現する利用者は「非利用価値」や「非消費的価値」に対する関心を持っていた。

最初に現れた利用者はバードウォッチャーと観光客である。バードウォッチングは1980年頃にはすでに鴨池周辺で行われていた（中村　1995）。バードウォッチングは鳥類保護を掲げているので、当初は坂網猟師にとって脅威と思われ、必ずしも好意的に受け入れられなかった。しかし、社会全体の「自然保護」の風潮の支援を受けて、鴨池でもその人数が拡大していった。バードウォッチングは鴨池の生態系を直接利用するのではなく、むしろ大きな影響を与えないことに重点を置く非消費的利用という特徴を持っている。敷田（1998）の調査によれば、鴨池観察館の入場者の約３分の１が「バードウォッチングを目的とする」と答えて

いる。

また観光については、鴨池観察館の来訪者のうち約3分の1が観光目的であった（敷田　1998）。そもそも鴨池観察館の建設の際に、観光客の訪問先のひとつとして鴨池を開発したいという加賀市の意向があった。その背景には、鴨池は多くの水鳥が集まる場所であり、都市からの観光客を魅了する景観を持っているという、観光利用上の価値を認めていたことがあげられる。観光利用も不用意な開発行為を伴わなければ、生態系に大きな負荷を与えるリスクは少ない。その点で、バードウォッチングと同じく鴨池の生態系にとって好ましい利用であるに違いない。

さらに1990年代に入ると、環境保全に対する関心の高まりを背景に、鴨池の「環境教育の場」としての利用が活発化した。加賀市内の小中学校によるこうした利用は活発である。また、「鴨池たんぼクラブ」による水田耕作は1996年に始まり、水鳥の給餌促進という形で生態系管理に参加しているほか、環境教育の機会にもなっている。

以上のように、坂網猟の縮小と水田耕作の衰退に並行して、鴨池にはバードウォッチャーや観光客、環境教育の参加者、さらには観光客を運ぶ業者、観光振興や環境教育の場づくりをめざす加賀市までが含まれるようになり、以前と比べてはるかに多様化している。

（3－3）鴨池の生態系利用の変遷

これまで述べてきたように、鴨池では時代によって利用者が多様化しただけでなく、利用形態も次々と変化してきた。社会環境の変化とともに、人々は鴨池に新たな価値を見出し、その価値を体験しようとする欲求や要望に応えるような利用が新たに発生した。また、利用者が特定できた坂網猟や水田耕作だけではなく、観光客のような不特定多数の利用者が出現したことも特筆すべきである。

鴨池の利用の歴史的変遷をまとめると図－2のようになる。まず江戸時代には、大聖寺藩の坂網猟と片野村による水田耕作が優遇措置と餌場の提供によって相利的関係を築き、「武士の鍛錬と生産の場」として利用が進められた。

しかし、明治時代に入って大聖寺藩がなくなると、それに代わって利用者となった捕鴨組合（坂網猟師）と片野町の水田耕作による「生産の場」に変わっていく。この利用形態が戦後まで続くが、水田耕作の減少とバードウォッチングの台頭によって、鴨池は「生産の場」と「バードウォッチングの場」に変化した。さらに、観光利用の開始と坂網猟や水田耕作の縮小によって、鴨池はわずかな「生産の場」と「観光資源の提供の場」となった。現在は坂網猟による「生産の場」と「環境教育の場」、そしてある意味では「自然保護の場」として認識されている。

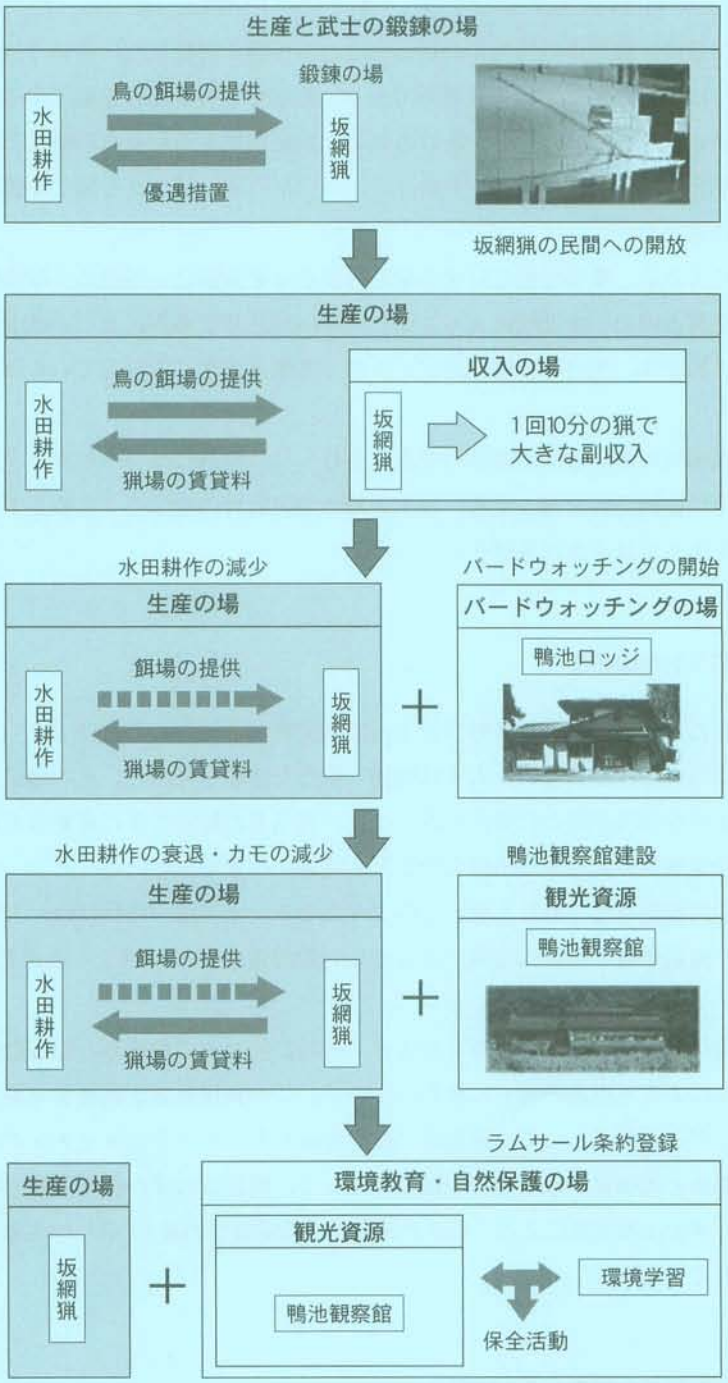
（3－4）鴨池の生態系管理の変遷とその問題点

鴨池の生態系は原生自然として完全に保存的に維持されてきたのではない。むしろ生態系自体や取り巻く社会環境の変化、さらには人々の価値観の変化によって影響を受け変化してきた。

こうした生態系の変化に影響を与えた因子の中には、鴨池への人々の「かかわり」も含まれる。人がかかわることによって鴨池の生態系は変容し、そしてまたその結果がかかわり、つまり利用を変容させるという相互変容が進められてきた。

ここで特に注目したいのは、鴨池の利用が変化したのと同じく、「鴨池の生態系管理」も変化したという点である。最初に述べたように、この場合の管理には、生態系そのものの管理だけではなく、その「利用者を管理すること」も含まれている。例えば、坂場の維持のために坂場周辺の樹木を剪定したり、下草を刈り取

図－２　鴨池の保全・利用の歴史的変化



る作業、また冬期に鴨池の水田に水を張って水鳥の飛来を招くことは生態系そのものの管理だが、カモの狩猟方法を坂網に限定したり、捕鴨組合の設立によって狩猟人口を制限したりすることは、いわば前述した「利用の管理」である。本研究ではこうした「利用の管理」にも注目し、その管理が地域住民の鴨池へのかかわりの変化に伴ってどのように変わってきたかを論じたい。

まず、もともと片野村が所有して管理していたと考えられる鴨池では所有権による、また大聖寺藩による狩猟が開始されてからは藩の行政権限による「古典的管理」が成立していた。ただしその際に、大聖寺藩は一元的な管理を進めながら、所有者である片野村に対して経済的インセンティブを与えるという、地域との

連携の上に持続可能な仕組みを完成させていて、完全に権利だけで管理が担保されていたのではない。大聖寺藩が片野村に対して、田地水溜料を払うなど、双方の利害関係に基づく取引があったことがそれを裏付けている。

ところが、明治時代になると大聖寺藩の廃止でこの均衡が失われ、一時的混乱を経た後、捕鴨組合が坂網猟を管理し始めた。そして、捕鴨組合と水田耕作を続ける片野町の住民との利害の一致によって、鴨池の生態系や資源を維持していた。このときの管理は、「利害関係者による管理」であり、関係する特定少数のアクターが、相互の利害に基づき管理にかかわっていた。

しかしこの管理も第二次世界大戦後の社会環境変化の影響を受けて変容する。戦後の一時期以降、坂網猟と水田耕作が縮小した後の鴨池では、生態系と社会環境の変化によって新たな利用形態や利用者が次々に発生した。それによって捕鴨組合と片野町によって維持されてきた利害関係者による鴨池の閉じた生態系管理は弱体化した。もちろんこうした傾向に対して、坂網猟にかんする加賀市条例の制定や坂網猟への支援（土地貸借料の補助、草刈りのための補助金など）が加賀市によって行われたことで一部は補完されたが、全体としてみれば、それまでの鴨池の閉じた生態系管理が弱体化したことは明らかである。

またこれに関連して、片野町住民は鴨池での水田耕作を現在は完全休止し、坂網猟にも参加していないので、依然として土地の所有者ではあるが、今日では鴨池の管理とはおよそ離れた存在となっている。片野町が鴨池との接点を失った今、捕鴨組合が主体的もしくは一元的に管理を進める主体とならざるを得なくなってきた。

ところが肝心のその捕鴨組合は、組合員の減少によって生態系管理能力が低下しており、捕鴨組合だけが管理主体の管理は、甚だ不十分と考えられる。単純に環境管理の面だけを見ても、組合員数が不足して草刈りや里山の手入れが追いつかず、坂場の維持すら十分できていない。つまり捕鴨組合による閉じた生態系管理も残念ながら十分な生態系管理ができない状態である。

ところで加賀市は機能低下が進む鴨池の管理を主に財政的に支援してきたが、その一方で観光振興や環境教育などさまざまな面で鴨池に介入している。それは、ある意味では管理者としての役割を負っているが、こちらも一元的管理とは言えない。いずれにしろ鴨池にかんする最終決定では、所有権を持つ片野町の決定や捕鴨組合の意見による部分が大きいからである。つまり現在の鴨池の生態系と利用の管理は、所有者である片野町住民は直接管理に参加せず、捕鴨組合も以前のような管理能力が発揮できないまま、管理者となってきた。もちろん、間接的には加賀市が管理、ある意味では共同管理を行っている状態であるが、外部から見れば、鴨池でのさまざまな行為には補講組合の同意がいるとされていることからも、管理主体としての捕鴨組合の正当性を認めていると考えられる。

その一方で、前述したように、1980年以降の鴨池では、バードウォッチングや観光客などの利用形態が増加し、利用が多様化した。それは従来の管理の範疇には入らない、捕鴨組合や片野町に管理されない利用である。むしろ新しい利用は、別の管理体系によって管理されている。例えば観光客による利用は、旧来の鴨池の管理を受けるのではなく、加賀市の観光政策やあるいは経済状況に左右される。鴨池観察館の建設の経緯からも、これは明らかである。そのため現在の鴨池の管理は、従来型の管理に加えて新しい利用の管理がそれぞれ独立して存在している。もはや、利害関係者だけによる「閉じた管理」は利用者の多様化や新たな利用形態に対応できなくなっている。その結果、現在の鴨池では従来の管理体制と実際の利用者、つまりかかわりを持つアクターの乖離が起こっている。そしてアクターの数は最近さらに増え、研究者や環境教育にかかわる主体にまで広がってきた。しかもそれぞれの主体を連携しうる仕組みは最近までなく、相互の干渉はほとんどなかった。

このような状態は、秋道（1999）が述べたような共同体による管理（community-based management）もしくは共同管理（co-management）のいずれでもなく、それぞれが互いに最低限の干渉で、それぞれの管理

を進めている状態である。ここで最低限の干渉とは、例えば加賀市が観光振興のために鴨池観察館を建設しようとした時に、土地所有者である片野町住民と関係者である捕鴨組合に同意を求めているケースである。しかしそれは、加賀市が利用者の１人として、所有権や慣習による優先権を持つほかの利用者（捕鴨組合）に同意を求めているのであって、この場合には管理者としてのそれではない。

また捕鴨組合は、鴨猟の場という鴨池が提供する多様なサービスのひとつとそれに関連する生態系を管理しているに過ぎないし、所有権を持つ片野町は積極的に管理に参加していないため、現在の鴨池は多数のアクターによる「分割管理」の状況である。そして鴨池の管理の分割化、そして総合管理者の不在または総合的管理の仕組みの欠如は、鴨池の生態系管理にかんする問題解決や共有をなくしてきた。それは管理が利用者の対象とする生態系ごとに分割されると、同時にそこにあった共同性や価値観の共有もまた分割されて、相互に交換や共有される機会を失うからである。お互いが利用する生態系は１つだが、それに対する利用者は複数存在し、さらに利用者の価値観や行動規範もさまざまであるとすれば、個々の利用者の都合が優先し、全体としての鴨池の管理はおぼつかなくなる。このような問題は、河川や沿岸域の管理でも最近指摘されていること（中村　1999、敷田　2000）で、できれば一元的管理が望ましい。もちろんそれは単一の管理者による管理という意味ではなく、管理者のいかんに関わらず、分割されていない管理が望ましいということである。

またエコツーリズムによる鴨池の利用など、新たな価値を生み出す可能性が指摘されていながら、ほとんど進展が見えないことについても、このように管理者が複数いて、一元的管理ができていないという理由によるところが大きいと思われる。新しい利用が出現しても、誰が主体的に対応するのか明確ではない。また新しい利用の側も、誰が管理しているのか明確でない以上、「不透明な参加障壁」となって存在しているのではないか。

それに対して、一元的総合的な管理を試みようとする動きがなかったわけではない。鴨池では加賀市が「鴨池周辺地域保全整備連絡協議会」（以下「連絡協議会」）を設置している。この連絡協議会は、石川県と加賀市の関係機関、片野町および近隣の下福田町、捕鴨組合、日本野鳥の会石川県支部、それに環境省（2000年度から国設鳥獣保護区が国の直轄管理となったため）のそれぞれの代表で構成されている。協議会の目的は協議会規約第１条によれば、「鴨池周辺地域の生態系の保全方策と住民生活の調整を図る」ためである。しかし、年に４回ほどの協議会では、鴨池の管理にかんする話題よりも調査結果の報告や経過報告が目立っている。こうしたことから、鴨池の「連絡協議会」の役割は実質的な管理の執行よりも、意見交換の場といえるだろう。なお1999年に坂網猟保存会が結成されたが、こちらは坂網猟の保存を目的とした団体であり、鴨池の管理の主体となる性格ではない。

（３－５）今後の鴨池の生態系管理と開かれた管理の可能性

それでは、こうした管理のある意味での「不在」に対してどのような解決を図ればよいであろうか。以前の大聖寺藩のような強力な管理者を再現して、鴨池の管理を再構築する選択肢があるかもしれない。あるいは、明治時代から戦後まで続いた捕鴨組合による管理体制の強化も考えられる。しかし、この２つの管理は農村社会の緊密な人間関係を前提にした管理であり、現代で再現しても地域の生態系を守ることはできないと、鬼頭（1999）が指摘している。また、地域外住民による不特定多数の利用を無視できないことからも、強力な単一の管理者による鴨池の生態系管理の可能性は低い。

現在の鴨池には、直接的に鴨池を利用する坂網猟師、非消費的に利用するバードウォッチャーや観光客、環境教育の参加者、そして地域振興のために間接的に利用する加賀市など、多くの利用者が存在する。今後はこうした利用者を受け入れるような「開かれた管理」が必要である。しかし、利用者に資源の利用機会を

一方的に開放するだけでは、生態系を保全することができないので、管理の自律性も担保しなければならない。そこで、利用者による鴨池の利用機会をひととおり認めた上で、彼らを管理者として扱う「利用者による管理」が望ましいのではないか。この「利用者による管理」は単なる参加型管理であるという指摘があるかもしれない。しかし、利用者に等しく鴨池へのアクセス権を保証した上で、鴨池の生態系の利用だけではなく、保全も含めた「働きかけの度合い」に応じて管理にかんする権限や発言権を認めていくという点で、単なる参加型管理とは異なる。この生態系の保全や利用に対する「働きかけの度合い」を考慮することによって、管理の自律性を高めることができると考えられる。その際、「利用者による管理」は不特定多数の地域外住民も含めた多様な利用者によって形成されなければならない。

鴨池の生態系は、「賢明な利用」が認められてラムサール条約湿地になったが、今後も持続可能な利用を進める必要がある。そのためにも、生態系管理の仕組みの再構築が求められている。江戸時代から300年以上続いてきた鴨池の生態系管理は、明治時代初期の危機を捕鴨組合の枠組みをつくることによって乗り越えてきた歴史を持つ。こうした管理の危機にある時こそ、これまでの鴨池の「知恵」を見直し、新たな管理を創造する必要がある。それは今までのような「閉じた管理」ではなく、「開かれた管理」であろう。そして、鴨池の過去の管理が地域間の相利的関係に基づいていたように、将来に向けた持続可能な生態系管理も、地域社会や経済との新たな関係を築く必要がある。その意味で、今後の鴨池の管理は地域や利用者間の関係を再構築することから始まるのではなかろうか。

（３－６）枠組みの変化の兆し

ところで、（３－４）で述べた鴨池の生態系管理には、最近一部で変化も見られる。それは大きく分けて、片野鴨池総合研究会（以下「ラムサール10」という。）の結成と活動、連絡協議会の片野鴨池周辺生態系管理協議会（以下「生態系管理協議会」という。）への改組という２つの動きに代表されている。

①ラムサール10

まずラムサール10は、ラムサール条約登録10周年を迎えた2003年３月、鴨池にかかわる研究者の連絡や共有のための場として、大畑孝二レンジャー（当時）と筆者（敷田）の相談の中で誕生した。当初参加したのは主に研究者で、スタート時の会員数は23名（現在は44名の会員）であった。ラムサール10は会長を当初から置かず、事務局機能を筆者が担当している。それは規約も特に持たない、研究者の連絡会と言ってよい。ラムサール10の特徴は、参加する研究者の研究分野が自然科学から人文科学まで多岐にわたることである。また所属組織も、大学や研究機関だけではなく、生態系や生物の研究に興味がある市民も含まれている。ラムサール10は多様なメンバーによる、いわば鴨池にかんしての情報や知識を共有する「不定型な組織」となっている。

その発足のきっかけになったのは、大畑レンジャーと筆者の間で一致した今までの鴨池での研究の評価と反省の議論である。鴨池にかんする先行研究では、片野鴨池の生態系と地域や文化とのかかわりが十分明らかにされてこなかったこと、また個別の分野ごとに研究が進められ、片野鴨池の生態系の全容や人とのかかわりが総合的に解明されず、また関係者で共有されてこなかったことについて両者は一致した。そのためラムサール10の目的は、「鴨池の生態系にかんする基礎的な調査を進め、鴨池にかんする「生態系と人とのかかわりの連鎖」の科学的解明と総合解説資料作成のため、複数の分野の研究者・鴨池関係者による協働（コラボレーション）によって多角的な研究を進め、片野鴨池の生態系や民俗・文化・知識・地域経済にかんする総合的な研究成果を生み出す」とされている。またその成果を鴨池の生態系管理の充実と、地域文化の向上による地域経済や社会の魅力アップに使うということもその際に合意された。

実際の活動は、2004年12月の第6回研究会まで、研究会開催6回、住民参加型のシンポジウム2回だが、その他GISをテーマとしたプロジェクトなどで研究者同士の連携も図っている。今まで各分野の研究者が少ないながらも鴨池にかかわりながら、その研究成果は鴨池の関係者や地域に還元・公表される機会が少なかった。しかし、ラムサール10が活動を開始したことで、研究会やシンポジウムを通して研究内容が紹介され、その成果を地域に還元する仕組みはできてきた。

一方、外部に向けては、ラムサール10は「ゲートウエイ」として働いている。つまり外部から鴨池にかかわりたいと「参加」してくる研究者の入り口としての機能を持つ。以前の鴨池は研究者にとって入りやすいフィールドではなかった。特に坂網猟関係者による「閉じた管理」はこの傾向を強め、単純な調査であっても警戒されることが多かった。それに研究者側も、調査が坂網猟にどれだけ貢献できるかということを説明できず、地域側の坂網猟関係者の興味も理解も少なかった。しかしラムサール10ができたことで、地域側のアクターと坂網猟関係者のネットワークを外部の研究者と接続することができるようになり、次第に外部の研究者と坂網猟関係者間のかかわりができるなど、進展が見られる。また外部研究者によっては、ラムサール10を通して、鴨池研究に参加できる機会が得られるゲートウエイとなってきている。

また一方的に研究者がフィールドにはいることを防ぐために、ラムサール10を通して研究者の「フィールドマナー」も形成することができ、地域関係者との無用なトラブルも回避できるようになってきている。さらに地域関係者との研究以外の場での交流が始まっている。ラムサール10では研究会やシンポジウムという公式な倍外でも懇親会や休憩時間などで、外部の研究者と地域関係者が交流する機会が生まれており、地域側の知識や思いが研究者に伝えられる機会も増えている。

鴨池でラムサール10が持つ機能は、このように①外部のアクターと内部のアクターの連結、②外部の研究者同士のネットワーク形成、③研究成果の地域内部での公開と蓄積、④内部の関係者の学習機会の創出、⑤内部アクターのネットワークの再編集、となっている。

②生態系管理協議会

一方の生態系管理協議会は、2004年8月に、従来の連絡協議会の再構成という経過で生まれている。実はこの再構成の前に、鴨池周辺で問題となったクロマツ林保全問題があった。この問題は周辺クロマツ林のマツクイムシによる松枯れが深刻で、地元加賀市が薬剤散布による駆虫などを提案したことに始まる。この問題は鴨池にかかわる地元アクター全体に影響が及ぶことから、説明会も開かれ協議した。しかし実際クロマツ林問題にかんして協議をするには関係者が一堂に会する場がないとして、足並みがそろわなかった。そこで、このような問題を解決するための一元的な協議会の設置が話題となり、一元的管理を可能にする管理のための委員会や協議会の設置が議論された。その中で協議会の新設よりも、従来の連絡協議会の活性化をという、田尻浩伸レンジャーの提案で、最終的に加賀市に同協議会の改組を陳情した（付録　1）。その際の陳情者は加賀市片野鴨池坂網猟保存会、鴨池観察館友の会、財団法人日本野鳥の会レンジャー、片野鴨池総合研究会となっていた。捕鴨組合は参加していないが、実質的に加賀市片野鴨池がそれを代表している。

この申し出に対し、加賀市でも検討を進め、加賀市の担当者との間で協議会の改組に向けた準備が始まった。この準備プロセスで特徴的なのは、今までの委員会設置者である加賀市ではなく、生態系管理協議会の規約や組織の案を提案した地元側関係者が検討していることである。その結果、いくつかの特徴的な仕組みが改組後の協議会には組み込まれ、最終的に「片野鴨池生態系管理協議会」として、2004年8月3日に発足した。

生態系管理協議会の特徴は、規約（付録　2）に集約されているが、中でも大きい変更は、連絡協議会が「いわゆる行政の委員会」だったのに対し、生態系管理協議会ではアクターによる任意の協議会という性質に変更された点である。これは各アクターの参加を、行政上の配慮ではなく、鴨池へのかかわりによって決め

ようという視点からも重要な変更だった。しかし、実際の運営は今でも加賀市が事務局となっており、事務局を加賀市役所の担当課から関係者の共同運営にという実質的な移行は実現していない。また加賀市は、配付資料などで、依然として「委員会の委員」という位置づけをしており、規約との間に齟齬を生じている。

次に、協議会に参加するアクターを従来の狭義の関係者から広げ、観光関係者や教育関係者など、実質的に鴨池に関係するアクターを参加できるようにしたことを指摘したい。生態系管理のために、かかわる多様なアクターの参加を可能にすることは、「オープンな管理」への第一歩となる。その点では生態系管理協議会の会員は、実質的に鴨池にかかわるアクターにほぼ一致している。

第３に、従来の二者協議による問題解決から、生態系管理協議会の場での多者協議に移行したことである。従来の二者協議では、当事者同士の利害調整だけで、鴨池全体の利益には必ずしもつながらない解決が危惧されたが、現在では曲がりなりにも協議の機会があり、実際に、捕鴨組合と地元片野町の間で起こった里山管理にかんするトラブルが、生態系管理協議会の場で2004年11月に協議されて実績を上げ始めている。

また効果とまでは言えないが、生態系管理協議会の場があることで、今まで相談する機会のなかったアクター間、例えばラムサール10のような研究者と片野町・下福田町の代表が相談できるチャンスも増えてきている。それに加え、各アクターが持つ独自のルール（ほとんどが暗黙知）も、協議会の場での議論の中で次第に明らかになり、ほかのアクターにも共有できるようになってきている。

逆に協議会の問題点としては、まず協議会の出発点ともなったクロマツ林の管理にかんして、鴨池とは切り離されて、加賀市がクロマツ林管理だけでいくつかのプロジェクトを進めていることが指摘できる。鴨池の周辺生態系とクロマツ林は連続しているので、一体で管理することが望ましいが、クロマツ林はクロマツ林、鴨池は鴨池と連続しない管理が続いている。生態系管理協議会でありながら、まだ鴨池周辺の生態系にかんする一元的な管理を手がけられてはいない。

また、地域のアクターたちが生態系管理協議会を問題解決や共有の場として認識し、実際にも活用し始めたことで、協議会の開催回数が増加し、環境省や石川県の担当者など、地域外のアクターの参加機会が十分ではなくなってきている。ある意味でこれは地域主体で運営する場合には仕方のないことだが、鴨池の重要性や地域外アクターとのつながりを考えると生態系管理協議会の持つ「ジレンマ」である。

次に、改組された協議会でも、新たな規約上では、加賀市もアクターの一員として扱われていながら加賀市の役割が固定しており、前述したように事務局機能や運営は加賀市のままで、加賀市がアクターとして参加するという体制にはなっていない。そのため協議に際しても資料説明などに終始しがちである。

以上のような問題点は散見されるが、鴨池における生態系管理協議会は、鴨池の管理の歴史の中では新たな試みであり、試行錯誤段階である。このような仕組みの協議会は、他地域にもまだまれな存在であり、生態系管理の分野からもその成否が注目される。先進的な規約と関係するアクターが自由に参加し、そこで対象とする生態系にかんする議論を進める場としての協議会が、今後鴨池の「開かれた管理」を実現して行く手段としてまたその場として維持されることは重要であろう。

そのため短期的な成果の判断よりも、今後この組織をどのように活用して行くか、将来鴨池をどのようにするために生態系管理協議会で何をするかについての議論が望まれる。2004年12月の研究会とシンポジウムでは、鴨池の将来目標の設定が話題に上がり、その検討をすることになった。それは2005年１月に設置が決まった生態系管理協議会の将来構想部会で進められることになっている。このような将来にわたることが検討できるようになっただけでも、鴨池の生態系管理は一時の停滞から抜け出て、持続可能な管理を実現しようとしていると言えるのではなかろうか。

（3－7）オープンソース型の地域づくりプロセスを描いたモデル

鴨池で進められている「開かれた管理」については、試行錯誤で進められると述べたが、それを支援できる具体的な方法論があればより確かなものになるだろう。逆にその示唆がないと、開かれた管理はルールのない、その場任せの管理に陥る可能性がある。このようなリスクを避け、片野鴨池で進められているようなよそ者と協働するオープンソース型の管理を実現するには、モデルがあってもいいのではなかろうか。そこで鴨池で試みている「オープンソースな」管理のモデル、サーキットモデルを紹介したい。

サーキットモデルとは、オープンソース型の知識創造プロセスを描いたモデルであり、敷田･森重らによって、地域創造やNPO活動などを進める際に有効なことが報告されている（その詳細な解説は、敷田・森重 2003、敷田・末永 2003、敷田 2005などを参照）。このモデルは石川県加賀市の片野鴨池で進められている活動のベースにもなっている。実際、片野鴨池では、地域内外の多数のよそ者に片野鴨池で「店を開く」機会をつくり、その店同士をネットワークすることで新たな成果を生み出そうとしている。そして地域に店が多く開くことが結果的に地域を豊かにし、地域の選択肢を広げるという解決策を提案している。この点では、地域の「選択肢を豊潤化しておく」ことが重要だとする松村（2004）の主張と一致する。

またここで「オープンソース」とは、Linuxなどの普及で注目されている、ソースコード（ソフトウエアの構成情報）を公開し、誰もが開発に参加できるようにしたソフトウエアの総称である。その手法は、オープンソーシング、場合によってはオープン戦略と呼ばれている（川崎 1999、末松 2002）。もちろんLinuxでは、創始者のリーナス＝トーバルズの際だった存在はあるが、彼はLinuxの原型の提案と更新モジュールの採否の決定という役割しか担当しておらず（マローン 2004）、開発には自由に参加や脱退できる。

本稿では、こうしたソフトウエア作成の分野に限らず、参加者に手法やプロセスが公開され、自由に参加できる手法をオープンソースとした。従って、オープンソース型地域づくりとは、管理の仕組みや手法・プロセスを公開した上で、地域内以外のアクターが主体的に参加し、ルール（規範）やツール（組織や制度）を創出する管理とした。

（3－7－1）サーキットモデルとは

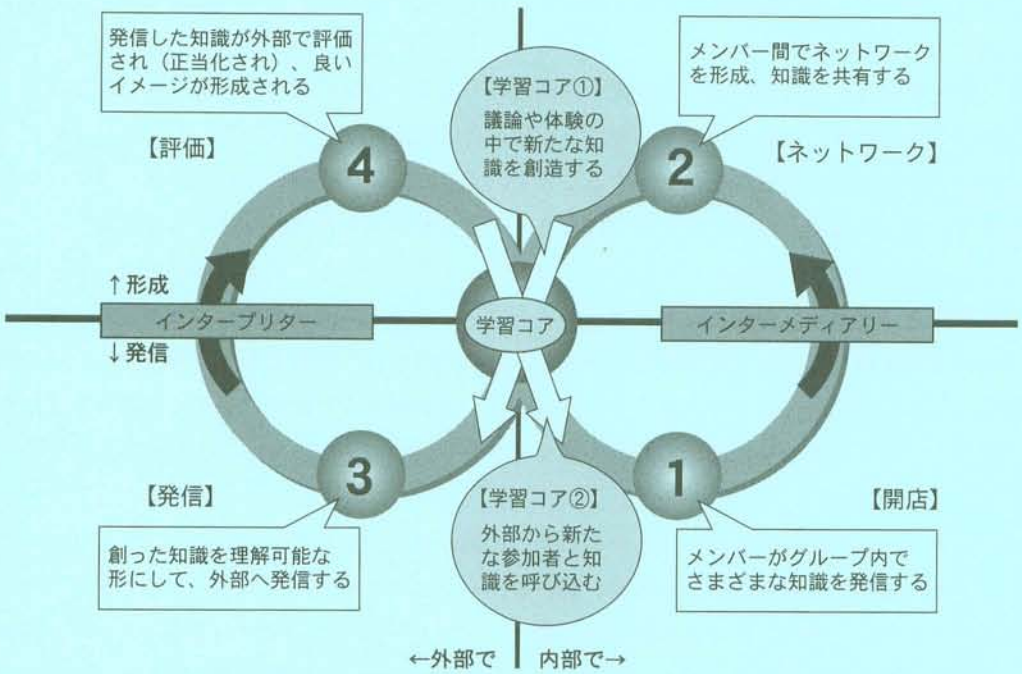
サーキットモデルは、「店を開く（opening stores）」、「ネットワークの形成（networking）」、「成果の発信（presentation）」、「評価の形成（evaluation）」の4つのフェーズと、知識創造と知識理解の「学習コア」で構成されているプロセスモデルである（図－3）。個人ではなく、基本的にチームやプロジェクト、また組織で知識を創造するプロセスを描いている。ここでは地域づくりに適用して解説したい。

モデルは一般に、「店を開く」からスタートする（図－3の右下；フェーズ①）。店を開くとは、新たな知識が個人によって地域内で開示されることで、さまざまな専門的・実践的・現実的知識が地域内で発信されることを指す。それは各アクターが持っている知識を、お互いが認識できる形式知として開示することでもある。ここでのアクターには、多くの場合「よそ者」が含まれる。

このような複数の「店（知識を持つアクター）」が地域内で知識を発信し始めると、相互の存在が認識できるようになり、アクター相互のネットワークが形成される可能性が出てくる（図－3の右上；フェーズ②）。つまり、知識は発信しない限り「暗黙知」として個々のアクターに属しているが、「形式知」として表出されると、地域内にいるアクターは、他のアクターの知識が認識できるようになる。さらに、その知識を理解できれば、開いた店、つまり知識を開示したアクター間で知識が共有された状態へと移行する。

次に、各アクター間で共有された知識をベースにして、それらを組み替えて知識創造するプロセスに進む（学習コア）。このプロセスは、全体の中でも核になるプロセスで、各アクターの持つ既存の知識を自由に組

図－３　サーキットモデルの基本図



Copyright© 2005SHIKIDA Version 10, 02-20050210

み合わせたり、編集したりすることで新たな知識を創り出す、創造行為だと考えられる。また「単に考えている」だけではなく、体験や実験という試行錯誤や議論など、地域内の活動の中で創造行為は進められる。

しかしその創造の成果を表現（発信）しなければ、参加しているアクター以外からは認識できずに、単に内部の活動で終わる。そのため、学習の結果を外部に認識できる「形」に変換して外部に向かって発信し、外部者からも見えるようにするプロセスが次に必要になる（図－３の左下;フェーズ③）。通常の地域づくりでは、それはシンポジウムやPR行為、イベントなどの目に見える成果、形式知の形をとり、発信した成果を外部にいるアクターが認識できるようになる。

その結果、外部に発信された成果（＝知識）が外部者によって評価されることになる（図－３の左上;フェーズ④）。そして発信された知識に一定の評価を与えた外部者は、知識を「正当化」する。それは、発信された知識に外部者が賛同した状態でもある。

最終的に、正当化した知識に魅きつけられた（結果というイメージに賛同した）外部アクターが、新たに地域活動に参加してくる（再び学習コア）。ただし、参加するためには評価より進んだ状態、発信された知識の内容を「理解する学習」が必要になる。この場合の学習とは何かを創造することではなく、外部に向かって発信された知識の内容を理解することであり、「知識理解」である。そして外部アクターの参加を得ることで、彼らの持つ新たな知識が地域に加わり、次のサーキットに入って行く（一段高いレベルのフェーズ①に戻る）。

以上のような知識創造のプロセスをサーキットモデルは描いている。要約すると、地域内部で知識を発信し、次に内部でネットワークを形成、そして地域外部へ成果を発信し、外部で評価を受けるという、「外部」と「内部」、「形成」と「発信」を交互に繰り返すことで、新たな参加者を得ながら知識を創造する地域創造プロセスがサーキットモデルである。またサーキットモデルでは、図－３の右から左の矢印は知識を創造する「知識創造」であり、逆に左から右への矢印は、地域から発信された内容を地域外のアクターが「理解」するプロセスである。

（3－7－2）サーキットモデルによるラムサール10の活動のモデル化

このサーキットモデルで片野鴨池の活動、特にラムサール10で行われている活動をうまく説明することができる（図－4）。

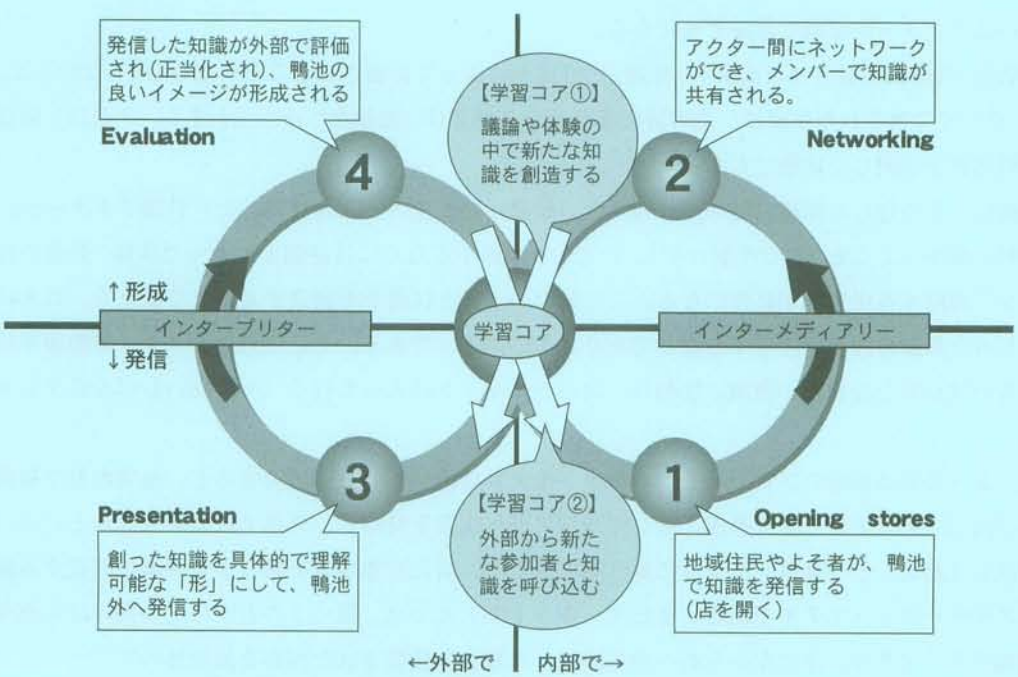
まずラムサール10は、鴨池にかんして研究する県内外の大学や研究機関の研究者をはじめ知識を持ったアクターによって構成されている。つまり、参加した研究者は鴨池に「店を開いた」のであり、研究会での発表などで自らの持つ知識を発信する。そうすることで、すでに先に店を開いている外部アクターや地域の関係者との間で、相互に知識が参照できるようになり、そこに知識共有のチャンスが生まれる。

研究会ではこのプロセスの促進のために、いくつかの工夫をしている。例えば研究会でのコーヒーブレークは長い時間をとっており、参加したアクターがインフォーマルな雰囲気の中でやりとりし、ネットワークを形成する機会を用意している。その点では研究会開催時に行われる懇親会もネットワーク形成の場として有効に働いている。特に研究者だけではなく、地域住民、坂網猟師など研究に必要な知識体系とは異なる知識を持つ地域の「店」もこの場には参加し、多様なアクターの中でネットワークが形成されるようになっている。

その上で、いくつかの協働プロジェクトや何らかの協働が進むと、成果につながる。ラムサール10で生み出されたこうした成果は、研究会そのものや、報告書、パンフレット、ホームページなど多岐にわたる。例えば2004年に作成された鴨池にかかわる関係者の紹介パンフレットでは、東京のデザイナーの渋谷城太郎氏と筆者、片野鴨池観察館の田尻レンジャーなどが協働して作成した。また研究会自体もある意味で「成果」の発信であり、その発信の場にはラムサール10以外のアクターや地域住民もいるので、成果を見て、興味を持って新たなアクターとして参加してくる。

このような発信によって外部に送られたラムサール10のメッセージは、鴨池の持続可能な利用のためという「コンセプト」を含んでおり、それが外部にいるアクターに受け取られれば、賛同したアクターがラムサール10に参加してくることになるだろう。

図－4　鴨池版サーキットモデル



Copyright© 2005SHIKIDA Version 10, 02-20050210

今後の課題は、ラムサール10が連続して外部のアクターを招き入れることができるか、また参加してくるアクターたちと地域住民や関係者間のネットワークから、連続して成果を生み出せるかである。そのためには、オープンな組織であることを維持しつつ、参加したアクターによる明確な発信が続かなければならない。またラムサール10だけのサーキットモデルではなく、より拡大した生態系管理協議会レベルでのサーキットモデルが動いても良いだろう。同協議会の規約はオープンな協議の場であることを念頭にデザインされており、その可能性は高い。

4　結　論

本稿では、地域づくりでその役割が注目されているよそ者について、先行研究からよそ者の定義や特性を明らかにした上で、よそ者が地域にもたらす効果を検証した。そしてよそ者が持つ役割や効果を積極的に評価した。多くの地域で認められるよそ者効果とは、技術や技能などの知識を地域へ移入するだけではなく、創造性の励起や地域の持つ知識の表出支援、地域の変容の促進、そして第三者的立場からの問題解決などであり、よそ者が地域に何かをもたらすという設定に基づいていることが多い。

しかし本稿では、このような一方が他方に影響する視点ではないよそ者と地域の関係を考察した。そして、地域づくりの場で一般に言われる「よそ者期待論」でもなく、逆に地域が外部から独立して地域自立ででもない、地域がよそ者を「うまく使うモデル」を提案した。

もとよりこうした「よそ者使い」は簡単にできることではない。ともすればよそ者の持つ文化を過度に取り入れ、自らのアイデンティティを失う。しかし、よそ者の持つ力を利用して地域が変容するには、孤立した自前主義ではなく外部の文化を受容し、再編集しなければならない。そして、よそ者の持ち込む知識や技能が地域を変容させたように彼らには見せながら、実際にはそうした知識や技術を新たな文化に昇華させる能力は地域側に備わっている。そして、その変容のプロセスこそが地域づくりと呼ばれる。地域とはその変容に耐えうる膂力を持った存在であるべきだ。

また、よそ者とは地域外から来る他者ではなく、何らかの基準や境界を越えている存在とした上で、「地域内よそ者」の存在を示唆した。すべてのよそ者が外部から来るのではなく、地域内部からもよそ者は生み出せる。むしろ地域内部にいながら何かを越えた存在、地域内よそ者の方がより重要なのではなかろうか。

次に鴨池の生態系管理の変遷にかんして考察し、坂網猟による単独の管理が300年間の持続可能な利用を形成したのではなく、鴨池の生態系管理は関与するアクターの変化や社会環境の変化に伴って変容してきたことを述べた。そして江戸時代から戦後しばらくまでの閉じた管理が、バードウォッチャーなどのアクターの増加によって維持できなくなっていることを論述した。さらにここ最近の鴨池の生態系管理にかかわる動きとしてラムサール10と生態系管理協議会にかんして言及した。そして閉じた管理ではない、オープンソース型の管理が鴨池で試みられていることを述べた上で、その基本設計であるサーキットモデルについて紹介した。

以上鴨池で進められている新しい生態系管理の試みを鴨池の生態系管理の歴史を踏まえた上で議論し、今後の鴨池の生態系管理のあり方にかんして提案した。オープンソース型の生態系管理は、その言葉の響きに比較して複雑で未知の管理だが、狩猟者から観察者・研究者まで多様なアクターが存在する鴨池でこうした管理が「成功」すれば、多様なアクターが参加する生態系管理を試みる地域にとっては重要な示唆になると思われる。

〔付　記〕

本稿を作成するにあたり、大聖寺捕鴨猟区協同組合の皆様、片野町の皆様、元坂網猟師の宮本外男氏ほか多くの関係者にお世話になった。ここに記して感謝の意を表したい。

なお本稿は、敷田麻実・森重昌之・田島愛子・大畑孝二「片野鴨池の生態系管理の歴史的変遷に関する分析」『江沼地方史研究会　えぬのくに』48、2003. および敷田麻実「よそ者と協働する地域づくりの可能性に関する研究」『江沼地方史研究会　えぬのくに』50（印刷中）を改稿し、加筆したものである。

〔参考文献〕

秋道　智彌ほか　1999 『自然はだれのものか』 昭和堂。
網野　善彦ほか　2002 『網野善彦対談集―「日本」をめぐって―』 講談社。
網野　善彦　1996 『無縁・公界・楽』 平凡社。
荒井健二郎　1978 「道化とその現代的意義―トリックスターについて―」『掲載誌不明』 pp. 19-25。
藤垣　裕子　2003 『専門知と公共性―科学技術社会論の構築へ向けて』 東京大学出版会。
広田　照幸　2004 『教育』 岩波書店。
飯田　哲也ほか　2003 「環境NGOと政策形成―環境運動の新しい動向」『環境と公害』 33(1)pp. 37-44。
今井　賢一・金子　郁容　2000 『ネットワーク組織論』 岩波書店。
井上　　真　2004 「コモンズの思想を求めて―カリマンタンの森で考える」『新世界事情』 岩波書店。
柿澤　宏昭　2000 『エコシステムマネジメント』 築地書館。
金子　　勝・大澤　真幸　2002 『見たくない思想的現実を見る』 岩波書店。
笠羽　晴夫　2004 『デジタルアーカイブの構築と運用　ミュージアムから地域振興へ』 水曜社。
加藤　種男　1999 「芸術文化が未来を救う：マージナルアートへの期待」 佐々木晃彦編『文明と文化の視角』 東海大学出版会。4-19。
川崎　和哉　1999 『オープンソースワールド』 翔泳社。
ケレーニイ＝K　1974 「第四部　神話的あとがき」ラディレ，P. ほか 『トリックスター』 晶文社。
菊地　直樹　1999 「『地域づくり』の装置としてのエコ・ツーリズム―高知県大方町砂浜美術館の実践から―」『観光研究』 10(2)pp. 19-28。
菊地　直樹　1999 「エコ・ツーリズムの分析視覚に向けて―エコ・ツーリズムにおける『地域住民』と『自然』の検討を通して―」『環境社会学会　環境社会学研究』 5 (5)pp. 136-151。
菊地　直樹　2002 「エコミュージアム研究に向けた若干の視点」『エコミュージアム研究』 7 pp. 87-92。
鬼頭　秀一　1998 「日本の自然の権利訴訟と生物多様性の保全－アマミノクロウサギに託されたもの－」『科学』 68(3)pp. 217-222。
鬼頭　秀一　1998 「環境運動、環境理念研究における「よそ者」論の射程―諫早湾と奄美大島の「自然の権利」訴訟の事例を中心に―」『環境社会学研究』 4 pp. 44-59。
鬼頭　秀一　2002 「リスクと社会的リスク」『科学』 72 (10) pp. 1030-1035。
小林華弥子　2001 「ゆふいんとまちづくり」西川芳昭・松尾匡・伊佐淳編『市民参加のまちづくり―NPO・市民・自治体の取り組みから―』 創成社，pp. 100-118。
河野　英子　2002 「自動車部品メーカーの経営革新―自動車産業集積地、浜松地域の事例―」『JETI』 50(4)pp. 170-172。
呉　　尚浩　2000 「都市近郊における里山保全の新たな展開と課題」『環境経済・政策学会年報』 第５号　pp. 163-179。
牧野　隆信　1986 「片野鴨池と坂網」 写真集『鴨池の鳥たち』 能登印刷，pp. 76-78。
マローン＝トマス＝W　2004 『フューチャー・オブ・ワーク』 ランダムハウス講談社。
増田　萬孝　1999 「農村の免疫力と自己再生の条件」『農業および園芸』 74(10)pp. 1049-1055。
松村　和則　2001 「第９章　レジャー開発と地域再生への模索」鳥越皓之編『自然環境と環境文化』 有斐閣　pp. 217-242。
松村　和則　1999 「山村再生と環境保全運動―「自由文化空間」と「よそ者」の交錯―」『環境社会学研究』 5 pp. 21。
松井　正治　2004 「環境的正義の来歴－西表島大富地区における農地開発問題」松井健編『沖縄列島　シマの自然と伝統のゆくえ』 東京大学出版会　pp. 49-70。
見附　裕史　1999 「鴨猟と坂網の民俗」加賀の文化編集委員会編『加賀の文化』 2 pp. 30-35。
見附　裕史　1995 「鴨猟と坂網の民俗」加賀市教育委員会編『開館10周年記念誌』 加賀市鴨池観察館　pp. 24-29。
中村　太士　1999 『流域一貫－森と川と人のつながりを求めて』 築地書館。
中村　玲子　1995 「鴨池とワイズユース」加賀市教育委員会編『開館10周年記念誌』 加賀市鴨池観察館，pp. 16-18。
野田　直人　2000 『開発フィールドワーカー』 築地書館。
小國　和子　2004 「"根っこ"のある組織化を目指して―戦後日本農村における生活改良普及員の経験に学ぶ」佐藤寛編『援助と住民組織化』 アジア経済研究所　pp. 195-226。
大畑　孝二　1997 「人と湿地の生きものたち」『ラムサールシンポジウム新潟1996報告書』 pp. 112-113。
大畑　孝二・下野　伝吉・丸谷　　聡　1998 「加賀市片野鴨池における休憩用人工物設置の水鳥類の利用について」『STRIX』 16　pp. 127-134。
折井　正明・宇野　善康　1987 「地域内発生イノベーションの普及と促進集団―長野県南安曇野豊科町における『古民家再生イノベーション』をめぐる普及促進集団『民家を守り育てる会』に関する事例研究」『社会心理学研究』 3 (1) pp. 17-28。
太田　好信　2001 『トランスポジションの思想』 世界思想社。
ラディン＝P.，ケレーニイ＝K.，ユング＝C. G.　1974 『トリックスター』 晶文社。
Salwasser, H.　1999 Ecosystem management：A new perspective for national forests and grasslands, Ecosystem Management, in Jennifer, A. et al. (eds.) U. S. A Taylor and Francis　pp85-96.
佐藤　　寛　2003 「参加型開発の『再検討』」佐藤寛編『参加型開発の再検討』 アジア経済研究所　pp. 3-36。
佐藤　　寛ほか　2004 『援助と住民組織化』 アジア経済研究所。
佐藤　　寛　2004 「住民組織化をなぜ問題にするのか」佐藤寛編『援助と住民組織化』 アジア経済研究所　pp. 3-34。
佐藤　郁哉・山田真茂留　2004 『制度と文化　組織を動かす見えない力』 日本経済新聞社。
佐藤　　仁　2002 『希少資源のポリティクス』 東京大学出版会。
関　　礼子　2000 「共生を模索する環境ボランティア―襟裳岬の自然に生きる地域住民―」鳥越皓之編『環境ボランティア・

NPOの社会学－シリーズ環境社会学１』 新曜社，pp.106-117。
世古　一穂　2001 『協働のデザイン―パートナーシップを拓く仕組みづくり、人づくり』 学芸出版社。
敷田　麻実　2000 「利用特性モデルに基づく沿岸域管理の二重構造の必要性に関する研究　沿岸域の利用特性から見た管理システムの構造」『日本沿岸域学会論文集』 12pp.27-38。
敷田　麻実　2002 「知識創造サーキットモデルの提案―よそ者と協働する琴引浜スタイルの環境保全」『Ship and Ocean Newsletter』56pp.6-7。
敷田　麻実　2005 「サーキットモデルによる創成教育の学習モデル」『工学教育』53(1)pp.35-40。
敷田　麻実・森重　昌之　2003 「持続可能なエコ・ツーリズムを地域で創出するためのモデルに関する研究」『観光研究』15(1)pp.1-10。
敷田　麻実・末永　　聡　2003 「地域の沿岸域管理を実現するためのモデルに関する研究　京都府網野町琴引浜のケーススタディからの提案」『日本沿岸域学会論文集』15pp.25-36。
篠原　　徹　2003 「総論　越境する民俗の現代的意味」篠原徹編『越境』 朝倉書店　pp.1-8。
末松　千尋　2002 『京様式経営―モジュール化戦略―』 日本経済新聞社。
田中　　滋　2002 「河川の流域、意味の流域―芦生・なめこ生産組合から美山町・グリーンツーリズムへ―」木平勇吉編『流域環境の保全』 朝倉書店　pp.47-59。
鶴見　和子　1989 「内発的発展論の系譜」鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』 東京大学出版会，pp43-64。
ウェンガー＝エティエンヌ・マクダーモット＝リチャード・スナイダー＝ウィリアム＝M　2003 『コミュニティー・オブ・プラクティスーナレッジ社会の新たな知識形態の実践』 翔泳社。
山下　弘文　1996 『ラムサール条約と日本の湿地　湿地の保護と共生への提言』 信山社出版。
矢野　絢也　2002 『田中真紀子というトリックスター』 文芸春秋，pp.124-129。
梁　　石日（ヤンソギル）・筑紫　哲也　2003 「「身体」を喪失した日本人」『週間金曜日』 443pp.8-13。
吉井　茂人　2001 「長浜のまちづくりと景観形成」西川芳昭・松尾匡・伊佐淳編『市民参加のまちづくり―NPO・市民・自治体の取り組みから―』 創成社，pp.119-139。

（付録　1）

注：付録掲載のため、提出した要望書とは様式を変更してある。

要　望　書

片野鴨池は江戸時代以来330年以上にわたって、地域住民の積極的な関わりと坂網猟関係者の知恵と努力によって維持されてきた加賀市が誇るべき貴重な生態系です。またそれは、片野鴨池が1993年にラムサール条約登録湿地として認められ、世界的に評価を得ていることからも明らかです。そのため片野鴨池の維持は、加賀市の住民や鴨池に関わる関係者にとっての重要な責務だと考えられます。

しかし最近、飛来するカモ類の減少、坂網猟師の減少およびブラックバスやアライグマなど外来種の増加、による生態系の劣化が進み、このままでは片野鴨池の保全が危ぶまれています。その原因のひとつは、加賀市当局はじめ、市民や関係者によるせっかくの生態系の保全や管理の努力が、片野鴨池にかかわる関係者の連携や協働が以前ほど充実していないために、十分機能していないことにあります。

そこで、私たち片野鴨池に関わる団体は、下記の点に関して加賀市に要望し、片野鴨池の維持をいっそう確かなものにしたいと考えておりますので、加賀市のご理解と積極的な協働をお願いいたします。

記

1　「片野鴨池周辺地域保全整備連絡協議会」（以下「鴨池協議会」）の有効活用

片野鴨池に関する問題は、相互に関連しており、複数の関係者間での協議が必要とされています。鴨池協議会を、片野鴨池に関わる様々の団体が総合的に協議・合意形成の場として位置づけ、現在片野鴨池が直面している様々の問題解決に際して有効に働かせていただきたい。

2　鴨池協議会の活動の強化

鴨池協議会を、上記のように関係する団体が参画する協議・合意形成の場とした上で、その決定を尊重していただきたい。

3　現在進行しているクロマツ林の枯死に関する協議

現在、片野鴨池の西側で急激に進行しているクロマツ林の枯死は、鴨池の生態系や坂網猟にとって緊急の課題である。その対策は今後の片野鴨池の維持に大きな影響を与えるので、上記1および2が満たされた上で、この問題の対策を鴨池協議会で議論・決定するようにしていただきたい。

なおその際に、いわゆる「専門家」が必要とされる場合には、鴨池協議会の場に柔軟に参加できるような制度としていただき、鴨池関係者の協議と専門家の検討を別個に行うことは避けていただきたい。

4　来年度の観察館建設20周年の記念事業の実施に関して

計画されている観察館建設20周年の記念事業に関して、鴨池協議会で協議することはもちろん、記念行事では鴨池協議会の強化や充実を図る事業を実施していただきたい。

加賀市長　大幸甚様

2004年2月25日

加賀市片野鴨池坂網猟保存会　会長　中村元風
鴨池観察館友の会　会長　山本芳夫
財団法人日本野鳥の会レンジャー　田尻浩伸
片野鴨池総合研究会事務局長　敷田麻実

なお関係者として重要な捕鴨組合の組合員も複数、今回の要望団体に参加していることを補足しておきます。

（付録　2）

片野鴨池周辺生態系管理協議会規約

（ただし、2004年8月の第1回協議会に提出承認されたもの）

（名称）

第1条　この協議会の名称は「片野鴨池周辺生態系管理協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条　この協議会は、330年以上にわたって坂網猟や地域の関係者によって持続可能な利用が進められてきた、加賀市が世界に誇るべきラムサール条約湿地である片野鴨池を、次世代に引き継ぎ、今後も持続可能な利用を続けて行くために、片野鴨池に関わる関係者や住民が連携及び協働し、片野鴨池とその周辺の生態系・文化・経済・教育・観光を含む包括的な管理を進めることを目的とする。

（構成）

第3条　協議会は、片野鴨池周辺に関わる次の団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(1)　地元関係団体

⑵　坂網猟に関わる団体
⑶　研究機関および研究関係団体
⑷　観光関係団体
⑸　自然保護団体
⑹　関係行政機関
⑺　その他必要と認める団体

2　協議会に入会若しくは退会する場合は、会員の過半数の賛同を要するものとする。

（事業）

第４条　協議会は、第２条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。
⑴　会員相互の事業や活動の情報交換及び調整
⑵　片野鴨池周辺の将来構想の立案及び次のことの実施と調整
ア　片野鴨池およびその周辺の生態系の保全と利用に関すること。
イ　坂網猟の維持・保存に関すること。
ウ　片野鴨池に関する調査・研究に関すること。
エ　片野鴨池における教育・学習プログラムに関すること。
オ　片野鴨池周辺の観光プログラムに関すること。
⑶　鴨池周辺での雇用創出等、地域経済循環の促進に関する事業の支援と調整
⑷　上記の実施に関する協働の推進

（役員）

第５条　協議会には、次の役員を置く。
会　長　　１名
副会長　　１名
2　会長、副会長は、会員の互選によるものとする。
3　会長は、協議会を代表し、その業務を掌握する。
4　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
5　役員の任期は２年とし、再任は１回限りとする。ただし任期途中で交代した場合は、前任者の残任期間とする。

（協議会の会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事業の管理及び執行並びに会員の入会、退会に関する基本的な事項を決定する。
2　会員となっている団体の責任に置いて、会員が所属する団体のメンバーや職員から２名を限度に参加することができる。ただし、会議の議決にかかる議決権は、会員が所属する団体において１とする。
3　会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4　会長は、会議の議長となる。
5　会議の議事その他必要な事項は、会議で定める。

（専門部会の設置）

第７条　協議会の目的を達成するために専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

2　部会を設置する場合は、その目的、所属する会員、その他必要な事項について、協議会に届け出なければならない。

3　部会への参加・退会は会員の自由とし、参加会員はそれを妨げないものとする。

4　部会の部会長は、部会に参加した会員の互選によるものとする。

5　部会で処理された事案は、直近の会議で書面および口頭で報告しなければならない。

6　目的を達成し、或いは設置しておくことが必要でないと判断された部会については、協議会の会議の決定をもって廃止できる。

7　部会に要する経費は、協議会において処理するものとする。

（会議および専門部会の招集）

第８条　会議は会長が招集し、専門部会は部会長が招集する。

2　会長および部会長は、あらかじめ、会議開催の場所及び日時を、会議に付議すべき事項とともに、会員全部に事前に通知しなければならない。

（運営原則）

第９条　協議会の運営に関して、会員は次のことを遵守しなければならない。

⑴　会員相互が、自主的に取組み、尊重するものとする。（自律原則）

⑵　会員相互は、それぞれの役割や責務を自覚し、対等な立場に立つものとする。（対等原則）

⑶　会員相互の立場や特性の理解に努めるものとする。（相互理解原則）

⑷　会員相互が進んで情報を提供するとともに、活動の内容や経過の公開に努めるものとする。（公開原則）

（会議および専門部会の会議規則）

第10条　会議および専門部会の会議規則は、次のとおりとする。

⑴　会議における会員の公的見解は、会議の求めに応じてなされた意見とする。

⑵　会議では、特定の個人、団体の誹謗中傷およびそれに類することは禁止するものとする。

⑶　会議は、実証的なデータを尊重し、議論を公平に行うものとする。

⑷　会議の合意形成は、十分な議論により行うものとする。

2　会議には、必要に応じて会員以外の者を置くことができるものとする。

（事務局）

第11条　協議会の事務局は、加賀市役所内地域支援部環境安全課に置く。

2　事務局は、会長および部会長からの求めがある場合には、会議または部会を招集する通知を行う。

3　事務局は、協議会の予算を管理する。

4　その他、協議会の運営に必要な業務を担当する。

（報告書および情報公開）

第12条　協議会は、毎年、年次報告書を作成し会員等に配布しなければならない。

2　年次報告書には、協議会の現状と課題、協議会および専門部会の開催記録、予算および決算、会員名簿、実施した事業を記載しなければならない。

3　協議会は公開を原則とし、協議会に関する情報へのアクセスの自由を保障し、すべての情報を関係者や住民に公開するものとする。

（経費の支弁の方法）

第13条　協議会の管理および運営に要する経費は、負担金、補助金、寄附金及びその他収入をもってあてる。

（その他）

第14条　その他必要な事項は、協議会で定める。

附　則

この規約は、平成16年８月３日から施行する。